

DISCLOSURE

ディスクロージャー

2022



企業のちかくで、事業のちからに。

山形県信用保証協会

CONTENTS

ごあいさつ	1
プロフィール	2
役員	3
組織・事務分掌	4
コンプライアンス態勢	5
信用補完制度について	
信用保証・信用保険制度のしくみ	10
信用保証協会業務の流れ	11
信用保証の内容	
信用保証のご利用について	12
主な保証制度一覧	14
中期事業計画(令和3年度～令和5年度)	16
令和4年度経営計画	17
令和3年度の主な取り組み	
中小企業者に寄りそった信用保証の推進	18
地域課題の解決に向けた取り組みの充実	19
働きやすい職場環境の整備	23
外部評価委員会の評価及び公表	24
令和3年度事業報告	
事業概況	26
基本財産	29
貸借対照表	30
収支計算書	32
統計	
信用保証業務の推移	34
金融機関別保証状況	36
業種別保証状況	37
制度別保証状況	38

会章 (マーク)



このマークは「山形県信用保証協会」の頭文字 ysh を鳥のはばたく形に図案化し、保証協会も企業も共に、大きくはばたいて飛躍する姿をイメージしたものです。昭和44年(20周年記念の年)に制定しました。

コミュニケーションネーム

YAMAGATA GUARANTEE
ヤマガタ ギャランティ

ギャランティは「保証」の意味で、保証協会はヤマガタギャランティをコミュニケーションネームとして使用しております。

浪漫山形百景

表紙イラスト「もみじ山寺」

裏表紙イラスト「山形テルサと霞城セントラル」

イラストを通して山形の良さを再発見し、まちおこし運動を行っている「やまがたマーチング(まち+ing)委員会」提供。



ごあいさつ

山形県信用保証協会

理事長 高橋 雅史

皆様方には平素より格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

山形県信用保証協会を多くの皆様安心してご利用いただくため、「わかりやすく・読みやすく」を旨とするディスクロージャー誌を作成いたしました。当協会の業務全般について、一層ご理解を頂く一助となれば幸いです。

令和3年度においては、多くの皆様にご活用いただいたコロナ関連のいわゆる「ゼロゼロ融資」に係る保証を継続するとともに、引き続きコロナ禍の収束が見通せない中であって、県内経済の持続的な発展に向け、中小企業者のライフステージに合わせた資金繰り支援、総合的な経営支援の強化に取り組んでまいりました。具体的には、

- 中小企業の成長・拡大期を含めたライフステージに応じた支援の強化
- ポストコロナに向けた中小企業者の様々な変容の取組みに合わせた伴走型支援
- 生産性向上や創業・事業承継の促進に向けた資金繰り支援
- 金融機関との連携による中小企業者の実情に即した柔軟な対応と返済緩和先への正常化に向けた取組みの推進

などを重点項目として業務に取り組んでまいりました。

今年度は、多くのご利用先でコロナ関連資金の償還が本格化いたします。将来を見据えた次の一手を考え、実行する非常に重要な時期となります。金融機関の皆様と連携し、引き続き中小企業者の皆様の実情に合わせた返済へ、柔軟かつ丁寧な対応を進めてまいります。また、新たな商品として、最大15年の借換資金で資金繰りの安定をお手伝いする「長期借換保証」、企業のSDGsへの取組みを支援する「SDGs応援保証」を創設するとともに、アフターコロナの成長支援に向け、創業応援チーム「トラストS」、資金繰り応援チーム「トラストF」、成長応援チーム「トラストG」を設置し、企業のライフステージに合わせた成長をしっかりとサポートしてまいります。

今後とも経営の透明性と健全性を堅持しながら、アフターコロナの時代を見据え、やまがた創生に向けて役職員一丸となって尽力してまいりますので、一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年9月

プロフィール (令和4年9月1日現在)

認可	昭和24年8月24日
業務開始	昭和24年9月22日
人格	信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づく特殊法人
目的	信用保証の業務を行い、中小企業者等に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。
基本財産	243億8,028万円 内訳 基金 108億4,073万円 出捐金 72億9,795万円 金融機関負担金 35億4,278万円 基金準備金 135億3,955万円
保証債務の最高限度	1兆2,994億6,903万円 (基本財産の53.3倍)
保証債務残高	件数 34,312件 金額 4,677億7,189万円 (令和4年3月末現在)
保証利用企業者数	15,007企業 (県内対象事業者数 38,726企業) 【利用率38.8%】
役員	理事長1名 常務理事1名 常勤理事1名 非常勤理事13名 常勤監事1名 非常勤監事2名 (詳細は次頁のとおり)
職員	95名 (男性54名、女性22名、派遣職員19名)

● 基本理念

わたしたちは、信頼される信用保証を通じて、
地域を支える中小企業者の
信用力の創造と経営力の向上のために、
ともに考え、ともに歩んでまいります。

基本理念とは、組織の使命、存在意義、目指す姿、目標などを表したものです。

地域の経済状況と金融環境の中における、当協会の使命や存在意義を深く認識し、信頼される信用保証を通じて、地域を支える中小企業者の信用力の創造と経営力の向上のために、中小企業者、金融機関、地方公共団体など、あらゆる関係先とともに考え、ともに歩んでいくことを目指して、以下のとおり「基本理念」を定めます。

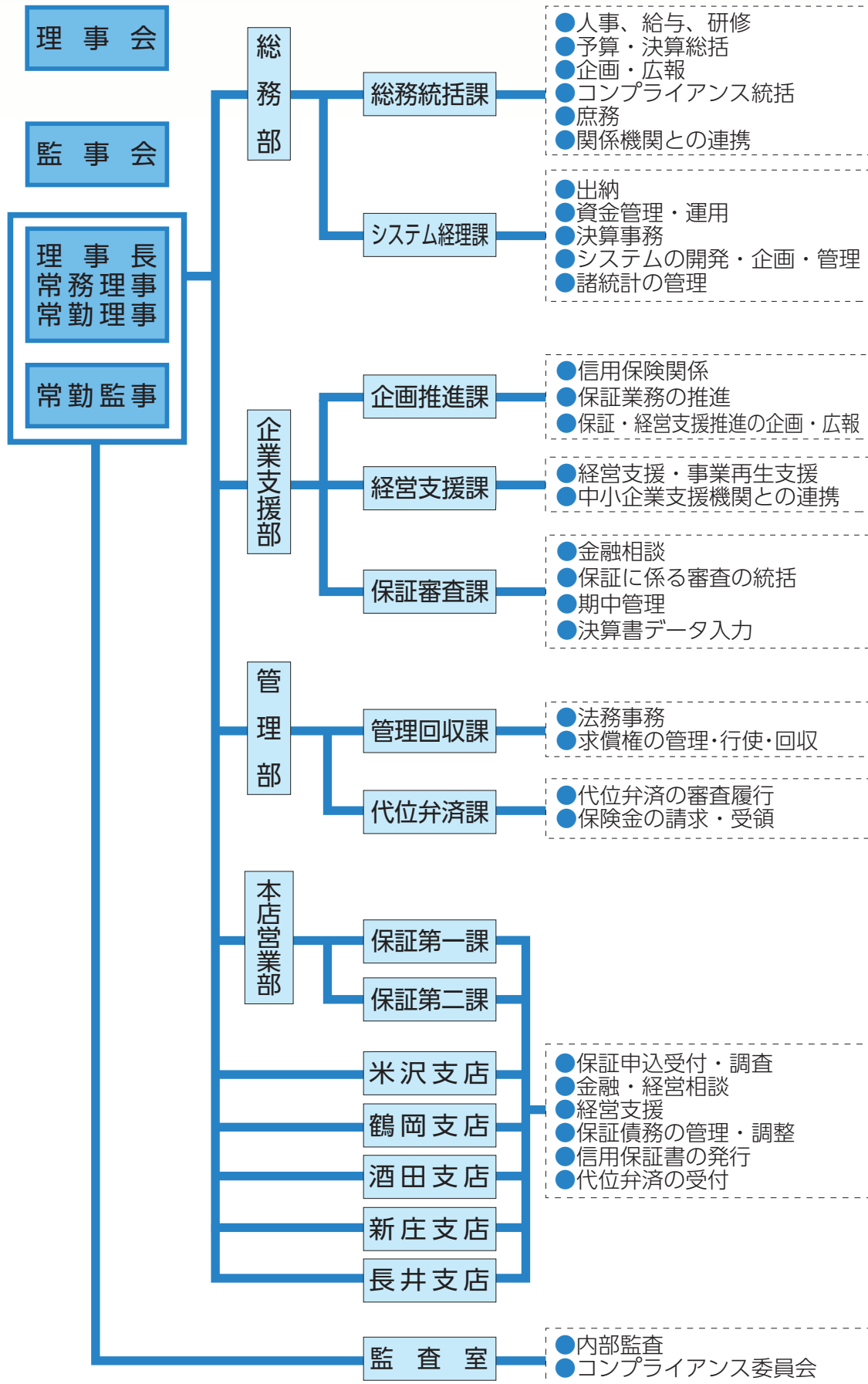
(平成30年4月1日 制定)

役員 (令和4年9月1日現在)

就任年月日

理事長	高橋 雅史	令和4年 4月 1日 (令和4年3月23日理事就任)	常勤	
常務理事	柴崎 渉	令和4年 4月 1日	//	
常勤理事	小林 俊仁	令和4年 4月 1日	//	
理事	我妻 悟	令和4年 4月 1日	非常勤	山形県産業労働部長
//	佐藤 孝弘	令和3年 4月 1日	//	山形県市長会会長
//	原田 俊二	令和3年 5月17日	//	山形県町村会会長
//	長谷川 吉茂	平成17年 6月28日	//	山形銀行頭取
//	松田 正彦	令和4年 4月 1日	//	荘内銀行頭取
//	川越 浩司	令和3年 6月24日	//	きらやか銀行頭取
//	山下 千尋	令和3年 4月 1日	//	商工組合中央金庫 山形支店長
//	山口 盛雄	令和4年 6月 3日	//	山形県信用金庫協会会長
//	西塚 一彦	平成26年 7月23日	//	山形県信用組合協会会長
//	矢野 秀弥	令和2年 2月25日	//	山形県商工会議所 連合会会長
//	安房 毅	平成30年 6月 7日	//	山形県中小企業団体中央会 会長
//	小野木 覺	平成21年 5月30日	//	山形県商工会連合会会長
//	平山 雅之	平成29年 7月15日	//	山形県企業振興公社理事長
常勤監事	青木 和夫	令和3年 4月 1日	常勤	
監事	佐藤 紀子	令和4年 4月 1日	非常勤	山形県会計管理者
//	水上 進	令和2年 7月23日	//	弁護士

組織・事務分掌



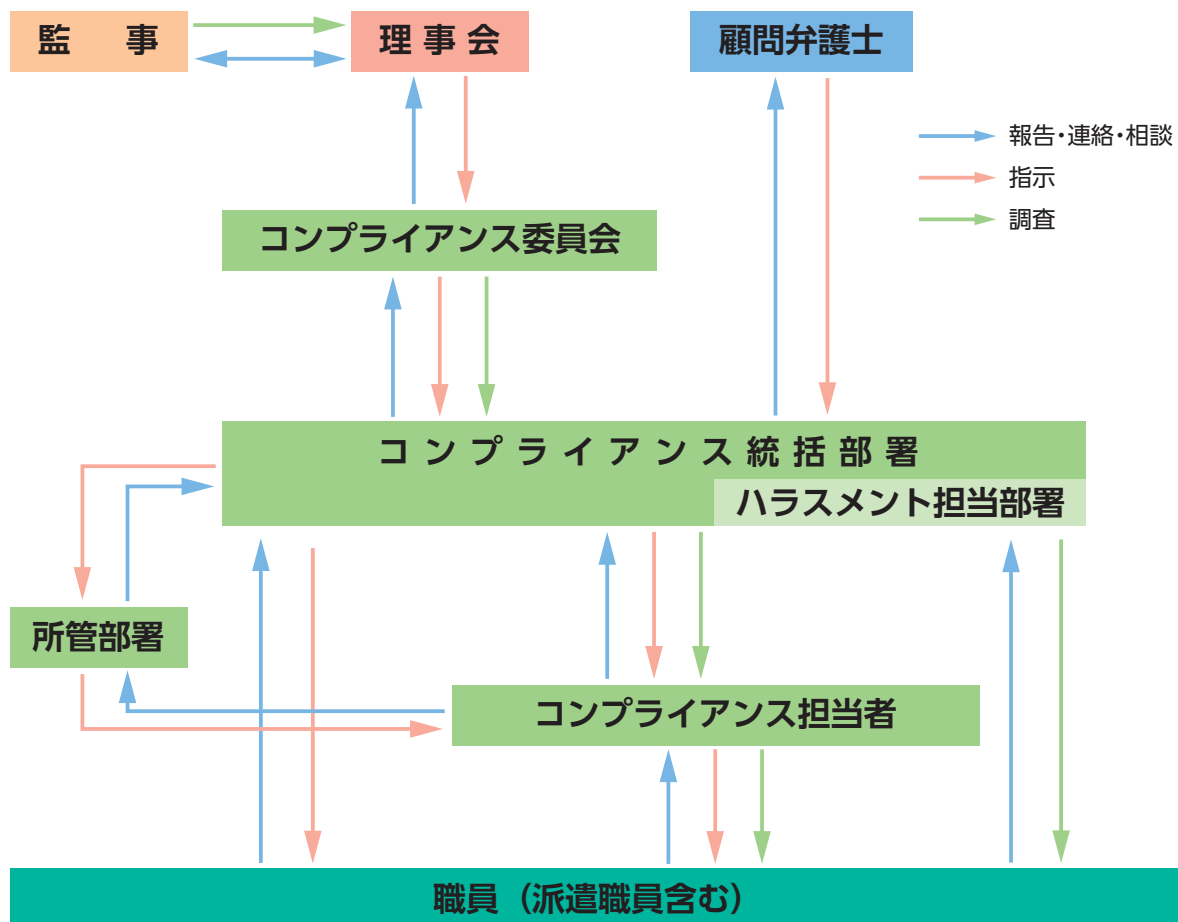
コンプライアンス態勢

激しく変動している我が国の経済・社会のなかで信用保証協会の果たすべき役割と責任は、今後ますます大きくなるものと確信しています。このため、当協会は高い自己規律に基づき、社会から揺るぎない信頼の確立に向けて、コンプライアンスを実践する上で基本となる「倫理憲章」を定め、役職員の行動規範である「コンプライアンス・マニュアル」に規定されている事項を遂行するための具体的計画・手順を示した「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定します。また、確立された組織体制（下図）のもと、役職員一人ひとりが法令等の遵守を常に心がける協会風土とするべく研修・啓発活動を実施しています。

● 倫理憲章

- 1 信用保証協会の公共性と社会的責任
- 2 質の高い信用保証サービス
- 3 法令やルール of 厳格な遵守
- 4 反社会的勢力との対決
- 5 地域社会に対する貢献

● コンプライアンス組織体制図



● 個人情報保護宣言 (平成17年4月1日制定) (令和4年4月1日 最終改定)

山形県信用保証協会は信用保証協会法(昭和28.8.10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2) 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

(3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

(4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5) 個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口にて備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口にて持参または郵送ください。
- 個人データの開示および利用目的の通知につきましては1申請ごとに500円をいただきます。

(7) 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- (6)(7)の具体的な手続につきましては当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所／山形市城南町一丁目1番1号

電話番号／023-647-2245

部 署 名／総務部 総務統括課

そのほか相談窓口でも御相談をお受けしています。(住所等詳細につきましては、当協会ホームページ『申込・相談窓口』をご覧ください。)

● 個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内

(平成17年4月1日制定)(令和4年4月1日最終改訂)

個人情報保護法(以下「法」といいます。)は、所定の事項を、公表、もしくは本人が容易に知りうる状態に置くべきものと定めています。

以下では、これらの事項を公表等のため掲載させていただきますので、ご覧下さいますようお願い申し上げます。

山形県信用保証協会

1. 当協会が取り扱う個人情報の利用目的(法21条1項関係)
当協会は、個人情報の利用に関し、以下に掲げる事項を遵守いたします。
 - ・法に基づき、お客さまの個人情報を、信用保証業務およびこれに付随する業務ならびに下記利用目的の達成に必要な範囲で利用すること
 - ・お客さまの本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないこと
 - ①経営・金融・各種制度利用の相談の受付
 - ②保証申込・条件変更申込の受付
 - ③保証利用資格の確認
 - ④保証・条件変更の審査
 - ⑤保証・条件変更の決定
 - ⑥保証取引の継続的な管理
 - ⑦法令等や契約上の権利の行使や義務の履行
 - ⑧取引上必要な各種郵便物の送付
 - ⑨信用保険・損失補償契約の相手方に提供する場合等適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者提供
 - ⑩市場調査およびデータ分析ならびにアンケート等の実施
 - ⑪各種保証制度利用のご提案
 - ⑫保証料の返戻
 - ⑬求償権の行使
 - ⑭信用保証協会団体信用生命保険制度に関する事務手続
 - ⑮その他中小企業金融および信用補完制度の適正な運営
2. 各種アンケート等における利用目的の限定
当協会は、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、例えば、各種アンケート等への回答に際しては、アンケートの集計のためのみに利用するなど、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
3. 個人情報の取得元またはその取得方法について
当協会では、例えば以下のような情報源から個人情報を取得することがあります。
(取得する情報源の例)
 - ①信用保証委託申込書など、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等により直接提供される場合
 - ②お客さまが信用保証協会保証付融資を受けられた金融機関から、個人情報が提供される場合
 - ③債権回収会社等の委託先から、個人情報が提供される場合
4. ダイレクト・マーケティングの中止について
当協会は、お客さまからダイレクト・マーケティングの中止のお申し出があった場合には、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用・提供を中止する措置をとります。
中止を希望されるお客さまは、以下に掲げる窓口までお申し出ください。
山形県信用保証協会 総務部 総務統括課 電話番号023-647-2245
5. 個人データの取扱いの委託について
当協会がお客さまの個人情報の取扱いを委託する場合は、お客さまの個人情報の安全管理が図られるよう適切に監督いたします。
当協会では、例えば、以下のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っております。
(委託する事務の例)
 - ①行方不明先等の調査業務
 - ②債権管理回収業務
6. 個人情報の第三者提供について(法27条1項関係)
当協会は、お客さまより取得させていただいた個人情報を適切に管理し、法令等に定められた一定の場合を除き、あらかじめお客さまの同意を得ることなく第三者に提供することはありません。
なお、お客さまの個人情報を第三者に提供すること、および個人情報の取得にあたっての利用目的については、次のような様式によりお客さまの同意を得ることとしております。
 - ・個人情報の取扱いに関する同意書
7. 共同利用に関する事項(法27条5項3号関係)
法27条5項3号は、第三者提供の例外として、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨および一定の事項を本人が容易に知り得る状態に置いているときは、第三者提供にいう「第三者」に該当せず、あらかじめお客さまの同意を得ないで、その共同利用者に個人データを提供できることを定めています。
 - (1) 共同利用される個人データの項目
 - ①創業年月・従業員数等、保証委託申込書・条件変更申込書ならびに申込時および申込後提出する書類に記載された情報

- ②財務評価に関する情報等、保証審査に関する情報
 - ③保証承諾金額・保証期間等、保証承諾の内容に関する情報
 - ④条件変更内容・条件変更回数等、条件変更の内容に関する情報
 - ⑤事故発生事由・期限の利益喪失年月日等、事故発生の内容に関する情報
 - ⑥代位弁済金額・代位弁済原因等、代位弁済の内容に関する情報
 - ⑦求償権金額・法的措置の内容等、求償権回収に関する情報
 - ⑧その他信用保証協会業務に関する統計資料作成のために必要な情報
- (2) 共同利用者の範囲
 - ①信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づく信用保証協会
具体的な名称については当協会ホームページをご覧ください。
 - ②一般社団法人全国信用保証協会連合会
 - (3) 利用目的
信用保証協会業務に関する統計資料の作成・分析
 - (4) 個人データの管理について責任を有する者の名称、住所、代表者の氏名
〒101-8534
東京都千代田区神田司町二丁目1番地
一般社団法人全国信用保証協会連合会 会長 山本 隆
8. 当協会が取り扱う保有個人データに関する事項（法32条1項関係）
次のとおりです。
- (1) 当該個人情報取扱事業者（当協会）の名称、住所、代表者の氏名
〒990-8580
山形県山形市城南町一丁目1番1号
山形県信用保証協会 理事長 高橋 雅史
 - (2) すべての保有個人データの利用目的
1. をご参照ください。
 - (3) 開示等の請求等に応じる手続等に関する事項（法37条関係）
当協会では、例えば保証審査内容等の法令等に定められた一定の場合を除き、本人またはその代理人からの保有個人データの利用目的の通知の求め、保有個人データの開示（第三者提供記録の開示を含む。以下同じ。）、訂正等、利用停止等、第三者提供の停止の請求（以下「開示等の請求等」といいます。）に対応させていただいております。
 - ①開示等の請求等のお申出先
開示等の請求等は下記宛、当協会所定の申請書（②参照）に必要書類を添付のうえ、持参または郵送によりお願い申し上げます。なお、郵送の場合は封筒に朱書きで「開示等請求書類在中」とお書き添えいただければ幸いです。
〒990-8580
住 所 山形県山形市城南町一丁目1番1号
山形県信用保証協会 総務部 総務統括課
電話番号 023-647-2245
 - ②開示等の請求等に際して提出すべき書面（様式）等
「開示等の請求等」を行う場合は、次の申請書(A)をダウンロードし、所定の事項を全てご記入のうえ、本人確認のための書類(B)および依頼人確認のための書類(C)（本人と依頼人が異なる場合）を添付してください。
 - (A) 当協会所定の申請書
・「保有個人データ」開示等申請書
 - (B) 本人確認のための書類
(例) 運転免許証、パスポートのコピー（※） 1通
 - (C) 依頼人確認のための書類
・印鑑証明書（依頼人）
※原本を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。
 - ③代理人による「開示等の請求等」
「開示等の請求等」をする者が本人、未成年者または成年被後見人の法定代理人もしくは開示等の請求等をするにつき本人が委任した代理人である場合は、前項の書類に加えて、下記の書類（(A) または (B)）を添付してください。
 - (A) 法定代理人の場合
・成年被後見人の場合は当協会所定の届出書 1通
・法定代理権があることを確認するための書類（(例) 戸籍謄本、親権者の場合は扶養家族が記入された保険証のコピー（※）） 1通
・未成年者または成年被後見人の法定代理人本人であることを確認するための書類（(例) 法定代理人の運転免許証、パスポートのコピー（※）） 1通
 - (B) 委任による代理人の場合
・当協会所定の代理人選任届 1通
・本人の印鑑証明書 1通
・代理人本人であることを確認するための書類（(例) 代理人の運転免許証、パスポートのコピー（※）） 1通
※原本を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。
 - ④開示等の請求等の手数料の額およびその徴収方法
「開示等」のうち、「保有個人データの利用目的の通知」の求めまたは「保有個人データの開示」の請求については、以下の手数料を徴収させていただきます。
1回の申請ごとに 500円
当協会窓口にてお支払いいただくか、郵送の場合は500円分の定額小為替を申請書類に同封してください。

※手数料が不足していた場合、および手数料が同封されていなかった場合は、その旨ご連絡申し上げますが、所定の期間内にお支払いがない場合は、開示等の請求がなかったものとして対応させていただきます。

⑤開示等の請求等に対する回答方法

「開示等」のうち、「保有個人データの開示」の請求については、書面の交付または電磁的記録の提供による方法のうちお客さまが指定された方法（※）により遅滞なくご回答いたします。その他の「開示等」につきましては、適宜の方法により遅滞なくご回答いたします。

なお、代理人による開示等の請求等に対しては、お客さまご本人に直接回答する場合がありますので、ご了承ください。

※電磁的記録による開示が困難な場合や開示方法のご指定がない場合は、書面により開示させていただきます。

⑥開示等の請求等に関して取得した個人情報の「利用目的」

開示等の請求等にもとない取得した個人情報は、開示等の請求等に応ずるために必要な範囲内で取り扱うものとします。

※「保有個人データ」の不開示事由について

次に定める場合は、不開示とさせていただきます。不開示を決定した場合は、その旨、ご通知申し上げます。また、不開示の場合についても所定の手数料をいただきます。

- ・申請書に記載されている住所または本人確認のための書類に記載されている住所と当協会の登録住所が一致しないときなど、本人確認ができない場合
- ・代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合
- ・所定の申請書類に不備があった場合
- ・開示の請求の対象が「保有個人データ」または「第三者提供記録」に該当しない場合
- ・本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ・当協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ・他の法令に違反することとなる場合

9. 保有個人データの安全管理措置に関する事項（法32条1項4号、施行令10条、法23条関係）

当協会は、個人データについて、漏えい、滅失または毀損の防止等、その管理のために次のとおり、必要かつ適切な安全管理措置を講じています。

（基本方針の策定）

- ・個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「質問および苦情処理の窓口」等についての基本方針を策定

（個人データの取扱いに係る規律の整備）

- ・取得・入力、利用・加工、保管・保存、移送・送信、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等について個人データの取扱規程を策定

（組織的安全管理措置）

- ・個人データの取扱いに関する管理責任者等を設置するとともに、個人データを取り扱う従業員および当該従業員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、個人情報保護法や個人データの取扱規程に違反している事実または兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備
- ・個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署による監査を実施

（人的安全管理措置）

- ・個人データの取扱いに関する留意事項について、従業員に定期的な研修を実施
- ・個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載

（物理的安全管理措置）

- ・個人データを取り扱う区域において、従業員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施
- ・個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施

（技術的安全管理措置）

- ・アクセス制御を実施して、担当者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定
- ・個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入

10. 苦情の受付窓口に関する事項（法32条1項4号、施行令10条、法40条関係）

(1) 個人情報の取扱いに関する苦情の申出先

当協会の個人情報の取扱いに関する苦情については、以下に掲げる窓口までお申し出下さい。

①お電話による場合

山形県信用保証協会 総務部 総務統括課
電話番号023-647-2245

②お手紙による場合

〒990-8580
山形県山形市城南町一丁目1番1号
山形県信用保証協会 総務部 総務統括課

そのほか相談窓口でも御相談をお受けしています（住所等詳細につきましては、当協会ホームページ「申込・相談窓口」をご覧ください。）。

11. 備考

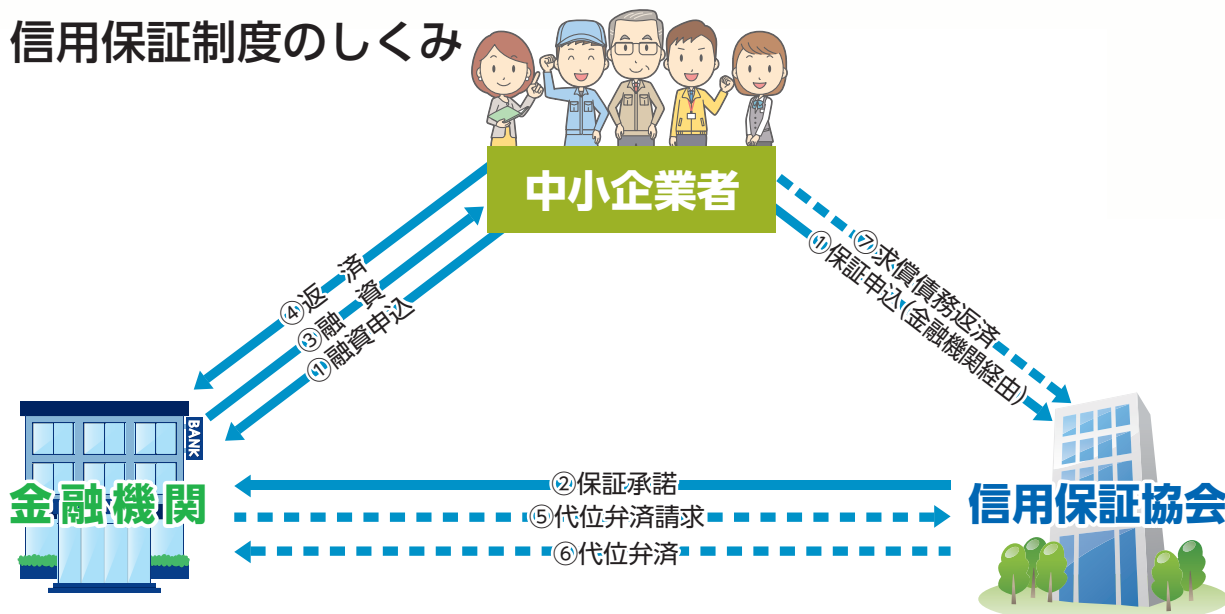
当協会が、お客さまへの通知、同意書等のご承認の方法により、別途、利用目的等を個別に示させていただいた場合等には、その個別の利用目的等の内容が、以上の記載に優先いたします。ご了承ください。

以上

信用補完制度について

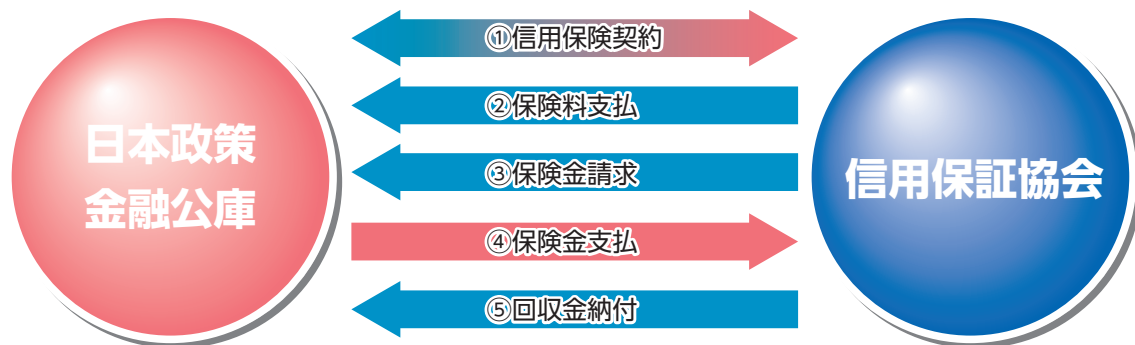
信用補完制度とは、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と信用保証協会が日本政策金融公庫に対して再保険を行う「信用保険制度」の総称です。

● 信用保証制度のしくみ



- ① 中小企業者の方は、金融機関を経由して信用保証申込をします。
- ② 信用保証協会では、事業の内容や経営計画などを検討し、保証の可否を決め、金融機関へ通知（信用保証書）します。
- ③ 保証承諾の通知（信用保証書）を受けた金融機関は中小企業者の方へ融資を行います。この際、中小企業者の方には所定の信用保証料をご負担いただきます。
- ④ 中小企業者の方は融資条件に基づき、借入金を金融機関へ返済します。
- ⑤ 金融機関は、中小企業者の方が事情により借入金の返済ができなくなった場合、信用保証協会に代位弁済の請求を行います。
- ⑥ 信用保証協会は請求に基づき、審査の上、中小企業者の方に代わり金融機関に代位弁済をします。
- ⑦ その後、中小企業者の方とご相談をしながら信用保証協会へ借入金（求償債務）を返済していただきます。

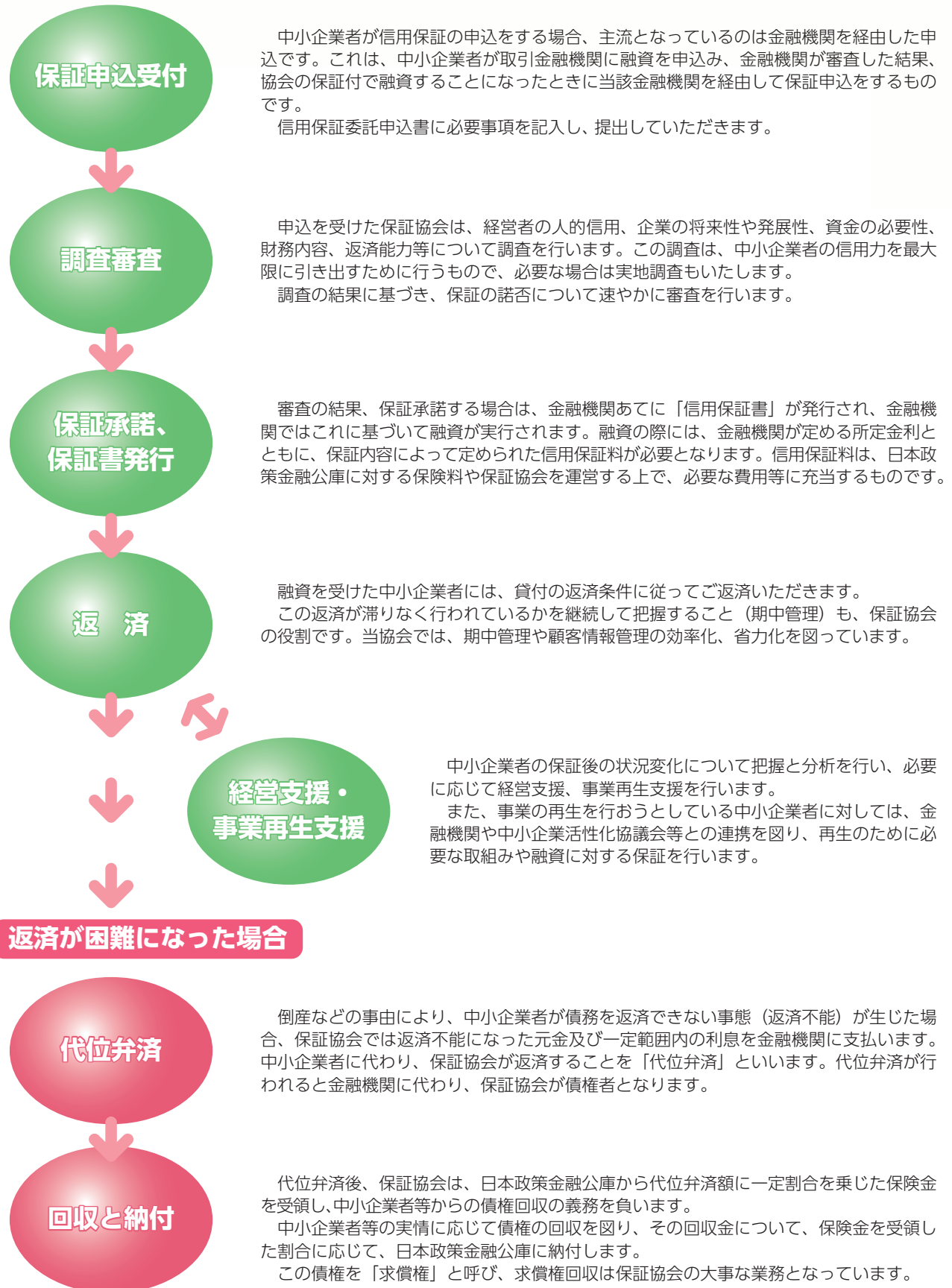
● 信用保険制度のしくみ



- ① 日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は日本政策金融公庫に保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じた保険金（代位弁済した元本金額の70%、80%または90%）を信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済した中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。

● 信用保証協会業務の流れ

迅速・的確な業務の遂行で、中小企業者の安定と発展に貢献します。



信用保証の内容

● 信用保証のご利用について

ご利用いただける方

中小企業者の方で

- ①県内に本店または事業所がある法人
- ②県内に住居または事業所がある個人
- ③中小企業者で組織する組合員

ただし、制度融資の場合は、それぞれの制度の定めるところによりますが、創業関連保証については、創業前から対象となる場合もあります。

企業規模

法人については資本金または従業員数のいずれか、個人については従業員数が以下に該当していればご利用いただけます。

業 種	資 本 金	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業 ・ 飲 食 業	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
医業を主たる事業とする法人	制限なし	300人以下

政 令 指 定 業 種	資 本 金	従 業 員 数
ゴ ム 製 品 製 造 業*	3億円以下	900人以下
ソ フ ト ウ ェ ア 業	3億円以下	300人以下
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

*自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

保証対象業種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用いただけます。ただし、農林・漁業、金融・保険業、宗教・政治・経済・文化団体、その他中小企業信用保険法等において対象とされていない業種についてはご利用いただくことができません。また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

資金使途

中小企業者がその事業遂行に必要な運転資金と設備資金です。
したがって、事業資金以外の生活資金などの消費資金、投機資金等は対象とはなりません。

保証限度

個人・法人	組 合
2億8,000万円 (無担保保険8,000万円・普通保険2億円)	4億8,000万円 (無担保保険8,000万円・普通保険4億円)

※上記以外に国の政策上、別枠として設けられている保証制度があります。

※他県の保証協会利用がある場合は、合算となります。

責任共有制度

平成19年10月1日から、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うこと等を目的とした「責任共有制度」が導入されました。

同制度導入により、保証協会の保証付融資は一部の保証制度を除き、中小企業者の借入金額に対して、金融機関も20%の信用リスクを負担することになります。

信用保証料率体系

経営状況に応じた9区分の料率体系（弾力化保証料率）となります。

保証料率の決定の際には、「貸借対照表を作成している方」は9区分の各料率を適用し、「貸借対照表を作成していない方」は一律で5区分の料率を適用します。

※定率の保証料率となる保証制度もあります。

連帯保証人

原則として、連帯保証人は法人の場合は代表者以外不要、個人事業主の場合は不要です。但し、法人の場合、一定の経営状況によって、経営者保証を不要とする制度・運用もあります。

※担保提供者については、法人の代表者を除き連帯保証人となる必要はありません。

※事情により第三者が保証人となる場合については、民法の規定により公正証書により保証意思の確認を行います。

担 保

担保は必要な場合があります。

● 主な保証制度一覧 (令和4年4月現在)

保証制度名	こんな時にご利用ください	責任共有	
一般保証	通常の運転・設備の借入に	○	
短期継続型保証「たんけい」	短期資金を継続的に利用したいときに	○	
税理士連携短期継続型保証「税理士たんけい」	短期資金を継続的に利用したいときに(税理士からの推薦が必要)	○	
SDGs応援保証	SDGsに取り組む企業がまとめた資金を長期間調達したいときに	○	
季節資金保証	中元・年末期の季節的な短期資金が必要なときに	○	
セーフティネット保証	倒産被害、不況業種、突発的災害等により影響を受けているときに	5.7.8号 ○	
危機関連保証	大規模な経済危機、災害等による著しい信用収縮が発生したときに		
伴走支援型特別保証	新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、金融機関からの継続的な伴走型の支援を受けながら、経営の安定や生産性向上等に取り組む方に	△	
緊急短期資金保証	災害等の影響を受け、喫緊の資金手当てが必要なときに	○	
カードローン当座貸越根保証	カードで反復的に借入するときに(極度枠設定)	○	
当座貸越根保証	大口資金を反復的に借入れるときに(極度枠設定)	○	
中小企業特定社債保証	社債を発行し、資金調達するときに	○	
社会貢献応援型特定社債保証「貢献」	社債を発行し、資金調達するときに(社会貢献活動を行うことが必要)	○	
流動資産担保融資保証	在庫・売掛金等を担保として資金調達するときに	○	
事業再生計画実施関連保証	事業再生計画を実行する際の資金調達に	△	
事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)	事業再生計画を実行する際の資金調達に	△	
借換保証	既存の保証付借入の借換、一本化に	△	
条件変更改善型借換保証	改善計画を策定し、返済緩和債権を借換えて、金融正常化を図ろうとしているときに	○	
小口零細企業保証	小口の借入を行いたいときに(小規模事業者であることが必要)		
ミニカードローン	カードで小口資金を反復的に借入するときに(極度枠設定)	○	
小額融資保証	県特別小口	小口の借入を行いたいときに(小規模事業者であることが必要)	○
	特別小口	無担保・無保証人で小口の借入を行いたいときに(小規模事業者であることが必要)	
近代化資金保証	創業関連	新規開業等を行うときに	
	特定経営承継関連等	事業承継局面での資金調達に	○
事業承継特別保証制度	事業承継局面で経営者保証を解除したいときに	○	
事業承継サポート保証	持株会社を新たに設立し、事業会社の株式を買い取りたいときに	○	
財務要件型無保証人保証	経営者保証なしで借入を行いたいときに	○	
商工業振興資金保証	山形県商工業振興資金融資制度により借入を行うときに	○	
長期借換保証	経営の安定のため、既存の保証付借入を長期の借換、一本化に(セーフティネット保証の認定が必要)	5.7.8号 ○	
市町村制度保証	市町村の低利融資制度を利用し借入を行うときに	○	

保証限度額<個人・会社の方>	保証期間	基準保証料率(年率) (貸付額に対する料率です)
2億8,000万円(無担保8,000万円)	運転10年、設備20年	弾力化0.45~1.90%
5,000万円	1年	弾力化0.45~1.90%
5,000万円	1年	弾力化0.45~1.90% 書面添付の場合等は 弾力化0.35~1.80%
2億円	7年	弾力化0.35~1.90%
3,000万円	6ヶ月	弾力化0.40~1.85%
2億8,000万円(無担保8,000万円)	運転10年、設備15年	1号~4,6号0.80% 5,7号~8号0.68%
2億8,000万円(無担保8,000万円)	10年	0.80%
6,000万円	一括返済の場合 1年 分割返済の場合 10年 (据置5年以内)	セーフティネット保証の場合 0.85% (経保免除の場合1.05%) 一般保証の場合 0.45%~1.90% (経保免除の場合0.65%~2.10%)
2億8,000万円(無担保8,000万円)	1年	弾力化0.45~1.90%
100万円以上2,000万円	1年または2年(更新により最長6年)	弾力化0.39~1.62%
100万円以上2億8,000万円(無担保8,000万円)	1年または2年(更新により最長6年)	弾力化0.39~1.62%
2,400万円以上4億5,000万円(無担保2億円)	7年	弾力化0.45~1.90%
2,400万円以上4億5,000万円(無担保2億円)	7年	弾力化0.35~1.80%
2億円	1年	0.68%
2億8,000万円(無担保8,000万円)	一括返済の場合 1年 分割返済の場合 15年	責任共有 0.80% 責任共有外 1.00%
2億8,000万円(無担保8,000万円)	一括返済の場合 1年 分割返済の場合 15年 (据置5年以内)	責任共有 0.80% (経保免除の場合1.05%) 責任共有対象外 1.00% (経保免除の場合1.20%)
利用する制度による	利用する制度の期間	利用する制度の料率
2億8,000万円(無担保8,000万円)	15年	弾力化0.45~1.90%
2,000万円	7年	弾力化0.50~2.20%
50万円以上300万円	1年または2年(更新により最長6年)	弾力化0.39~1.62%
3,000万円	7年	弾力化0.45~1.90%
2,000万円	7年	1.00%
3,500万円	10年	1.00%
2億8,000万円(無担保8,000万円)	運転10年、設備15年	弾力化0.45~1.90%
2億8,000万円(無担保8,000万円)	10年	弾力化0.45~1.90% 経営者保証コーディネーターよりチェックを受けた場合は弾力化0.20~1.15%
2億8,000万円(無担保8,000万円)	設備15年	弾力化0.45~1.90%(原則1.15%)
2億8,000万円(無担保8,000万円)	一括返済の場合 2年 分割返済の場合 7年 (設備、運転設備の場合10年)	弾力化0.45~1.90%
2億8,000万円(無担保8,000万円)	利用する商工業振興資金融資制度綱による	弾力化0.45~1.90%
2億8,000万円(無担保8,000万円)	15年(据置3年以内)	1号~4,6号0.80% 5,7号~8号0.68%
各市町村の制度要綱による		弾力化0.45~1.90%

*制度により県・市町村より保証料の補給を受けられるものがあります。

中期事業計画 (令和3年度～令和5年度) 【概要】

人口の減少や少子高齢化に伴い、県内中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業者」という。）数は減少の一途を辿っており、その影響により県内経済においては生産活動・経済成長の低下が懸念されている。当協会としては、このような状況に対し、役職員一人ひとりが支援機関としての自覚を今まで以上に持ち、金融機関をはじめ県・市町村等関係機関と連携した資金繰り支援、経営支援をさらに強化していくことで、中小企業者の経営改善や生産性向上を後押しし、県内経済の抱える課題解決に取り組むことが求められている。

また、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）により大きな影響を受けた県内中小企業者においては、アフターコロナを見据え、デジタル化の推進や経営戦略の見直し等様々な変容が求められている。当協会としては、新型コロナが県内中小企業者に与えた影響を把握するとともに、関係機関と連携しながら、中小企業者の様々な変容を後押しする資金繰り支援、経営支援を実施していくことが求められている。

こうした取り組みを促進していくため、職員のスキルアップや更なる事務改善・保証協会業務の周知等に努めるとともに、中小企業者の利便性向上を図り、併せて、安定的で持続的な信用保証業務を実現するため、回収業務の効率化や財政基盤の維持に努めていく。

これらを踏まえ、次に掲げる5つの柱について重点的に取り組むものとする。

1 人口減少・少子高齢化等に伴う長期・構造的課題に対応した取り組みの推進

人口の減少や少子高齢化のなかにあっても、本県経済の持続的発展に寄与するため、生産性向上や創業・事業承継の促進に向けた資金繰り、経営支援に取り組むとともに、中小企業者の利便性向上へ向けた業務体制の充実を図る。併せて、金融機関や支援機関と連携し、適切な事業再生支援を実施する。

2 アフターコロナを見据えた中小企業者への支援

県内中小企業者の新型コロナによる影響を把握するとともに、中小企業者が取り組む様々な変容の支援に向け、関係機関と連携した資金繰り支援、経営支援を強化していく。また、金融機関との連携によるモニタリングの強化を図りつつ、経営改善計画の策定支援や当該計画の実行支援はもとより、中小企業者の実情に合わせた伴走型支援を実施していく。

3 期中管理の充実・強化

長引く新型コロナの影響により先行き不透明感が増している中、資金繰り支援の主体である新型コロナ関連資金の据置期間が終了し、順次償還が開始されることとなる。そのため金融機関との連携を深めながら、モニタリング等を通じ中小企業者の現況を把握し、実情に即した柔軟な対応に努めるとともに、返済緩和先については正常化に向けた取り組みを進めていく。また、延滞や期限経過先に対し継続した調整を行ないながら、適時適切な代位弁済に努めていく。

4 回収の合理化・効率化

協会収支の健全性確保及び信用補完制度持続の観点から、関係機関、関係部門及び保証協会債権回収(株)との連携を図り、回収の合理化・効率化に努める。

5 組織体制の充実・強化

当協会が信頼される組織であり続けるため、協会内部の運営規律の強化や職員のスキルアップに努める。また、中小企業者に対する安定的で持続的な信用保証業務を実現するため、財政基盤の維持や事務の改善等に努める。

※中期事業計画の詳細は当協会ホームページに公開しています。

令和4年度経営計画 [概要]

1 業務環境

(1) 山形県の経済動向

本県では、人口減少に伴い、社会経済の構造的変化が顕在化しつつあり、中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業者」という。）の企業数の減少に加え、幅広い業種で人手不足が深刻化している。

また、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）のワクチン接種や県独自の感染防止対策等により、新型コロナによる厳しい状況が徐々に緩和され、経済活動は正常化に向かっていたが、新たな変異株の出現等に伴い、新型コロナの収束ははまだ不透明な状態にあり、その影響が長期化していることにより、幅広い業種の経営に影響を及ぼしている。

今後の先行きについては、継続的な感染拡大の防止策を講じるなかで、各種政策の効果等もあって持ち直しの動きが期待されるが、円安や原油高、資材の高騰などの下振れ要因に十分留意する必要がある。

(2) 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

少子高齢化を背景とした生産年齢人口減少に伴う人手不足をきっかけに、中小企業者は従来に増してデジタル化による業務の効率化や生産性の向上、市場競争力の強化に取り組んでいくことが求められている。

加えて、SDGsやカーボンニュートラルの取り組みが求められており、経営の持続可能性という観点から、このような取り組みを実施しているかどうか重要視されてきている。

また、新型コロナの影響が長期化しているほか、円安や原油高、資材の高騰などコストアップ要因が重なり、収益力の向上が課題となっている。

(3) 信用保証を取り巻く情勢

新型コロナの影響による資金繰り支援について、地域経済のセーフティネット機能としての役割を果たすべく、金融機関をはじめ国や県・市町村と連携を強化し、積極的かつ柔軟な金融支援を実施したことにより、令和2年度の保証承諾額、保証債務残高は過去最高の実績となった。令和3年度においては、「伴走支援型特別保証制度」や「セーフティネット保証制度」等の活用による継続支援を実施した。資金需要は落ち着いた状況にあるものの、コロナ禍が長期化している中で新型コロナ関連資金の償還が今年度から本格化してくることを踏まえて、今後の中小企業者の資金繰り動向等を注視していく必要がある。

今後とも当協会では資金繰り支援を継続していくことはもとより、新型コロナの影響によって厳しい経営環境に置かれている中小企業者に対し、個々の企業に寄りそった経営支援に取り組んでいくことが求められている。

2 業務運営方針

中期事業計画の基本方針を基に、次の項目を本年度の柱に据え、県内経済の持続可能な発展に貢献するとともに、多様な資金ニーズに対応していく。併せて、県内中小企業者の新型コロナの影響と業況把握に努め、アフターコロナを見据えたデジタル化の推進や経営戦略の見直し等、変容を後押しする支援を関係機関とともに連携して実施していく。

(1) 人口の減少や少子高齢化による本県経済の縮小懸念等厳しい環境下、持続可能な発展に向けて取り組んでいく。当協会としては、中小企業者の生産性向上や創業・事業承継に向けた資金繰り支援に取り組む。新型コロナ関連資金の償還が今年度から本格化してくることを踏まえ長期借換保証を創設し資金繰りの安定化に積極的に取り組み、更にSDGs応援保証を創設し多様な資金ニーズに対応していく。県内中小企業者の業況把握に引き続き努め、関係機関と連携した適切な支援に結び付ける取り組みを一層強化していく。また、利用者の利便性向上に向けた業務体制の整備、デジタル技術を活用した取り組みについても引き続き行う。

(2) 県内中小企業者の新型コロナの影響と業況の把握に努め、金融機関や支援機関と連携し中小企業者の様々なライフステージにおいて経営支援の強化を実施していく。新たに創業応援チームを結成し創業期の経営支援体制を強化するとともに、中小企業者との対話を通じた資金繰り改善支援や経営課題・将来目標の共有化を実施し、専門家派遣等に繋げていく。このようなプッシュ型支援の取り組みをとおして、早期の経営改善及び事業の変容を促し中小企業者の成長を支援していく。

(3) 新型コロナの影響が長期化し、中小企業者の厳しい経営環境が続いているなか、持続可能な発展を支えるべく金融機関と連携し早期に現況把握に努めるとともに、実情に即した柔軟な対応と正常化に向けた取り組みを推進していく。また、延滞や期限経過先に対し継続した調整を行いながら、適時適切な代位弁済を実施する。

(4) 協会収支の健全性確保及び信用補完制度持続の観点から、引き続き求償権の効率的かつ効果的な管理回収に努める。また、代位弁済後も事業を継続し誠実に返済に取り組んでいる企業等については、求償権消滅保証等も含めた中小企業者支援のための事業再生に取り組んでいく。

(5) 中小企業者、関係機関から信頼される組織であり続けるため、経営の透明性及び健全性の確保に取り組んでいく。また、SDGsの宣言や「くるみん」取得に向けた取り組みを実施するとともに、職員一人ひとりのスキルアップやワーク・ライフ・バランスの充実に努め、職員のモチベーション向上及び働きがいのある職場づくりに取り組んでいく。さらに、将来にわたり中小企業者に対する安定的で持続的な信用補完制度の実現に向けて、財政基盤の維持に努める。

3 事業計画

(単位：百万円、%)

項目	金額	対前年度計画比	対前年度実績見込比
保証承諾	110,000	91.7	118.3
保証債務残高	400,000	83.7	87.5
代位弁済	7,000	116.7	116.7
求償権回収	600	100.0	57.5

※令和4年度経営計画の詳細は当協会ホームページに公開しています。

令和3年度の主な取り組み

● 中小企業者に寄りそった信用保証の推進

地域経済を支える中小企業者のセーフティネットとして機能するとともに、ニーズに応じたきめ細かな保証を実現し、安定的な資金調達を支援する取り組みを行っています。

災害等発生時におけるセーフティネット機能の発揮

【新型コロナウイルスへの対応】

新型コロナウイルスにより影響を受けている中小企業者を支援するため、引き続き経営相談窓口を設置し、資金繰り等の相談を受け付けました。

令和3年度は新たな保証制度として、新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業者に対する早期の経営改善や事業再生の取組みを後押しするため、「伴走支援型特別保証」と「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）」を創設しました。

当該制度を活用して、中小企業者及び金融機関と個社企業の経営課題を共有しながら、資金繰り支援に加え、継続した支援を行っています。

新型コロナウイルスの影響が長期化している状況に対応すべく、今後も個社の実情に応じた資金繰り支援等に積極的に取り組んでいきます。

〈制度別保証承諾実績（件数、金額）〉

伴走支援型特別保証	214件	34億43百万円
事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）	4件	1億58百万円

【特別相談窓口の設置】

昨今のウクライナ情勢や原油価格上昇等により影響を受けている中小企業者を支援するため、各営業店に特別相談窓口を設置しています。

金融機関、関係機関との連携強化

【モニタリングの実施】

金融機関、関係機関と連携し、新型コロナ融資を実施した中小企業者に対してモニタリングを実施することで、業況及び金融機関の支援状況を把握し、アフターコロナに向けた資金繰り支援、経営支援に繋がりました。

【金融機関店舗表彰式の開催】

コロナ禍における資金繰り支援、新規保証の推進等を通じ、中小企業者の振興と発展に貢献された金融機関店舗に対して、感謝状を贈呈しました。



提供：山形新聞 令和四年一月二十五日 火

● 地域課題の解決に向けた取り組みの充実

中小企業者を取り巻く経済・金融環境の変化に対応し、利用者目線での利便性向上のため、次のことに取り組んでいます。

また、関係機関における連携や創業支援・事業承継支援・経営支援をとおして地域課題の解決に向けて取り組み、地方創生に貢献しています。

信用保証業務のデジタル化推進

【保証事務の見直し】

徴求書類の簡素化や保証申込書類の押印廃止に加え、DX推進委員会を中心に、信用保証委託契約書の徴求を融資実行時に見直し、事務効率化に資する変更を実施しました。

【債権書類PDF化スキームの導入】

債権書類をPDFデータで管理するスキームを導入し、保証業務の効率化・リードタイムの短縮を図りました。

【信用保証業務取扱要領の改訂】

法改正等による事務手続きの変更に対応した信用保証業務取扱要領を発刊し、利便性向上に繋がりました。



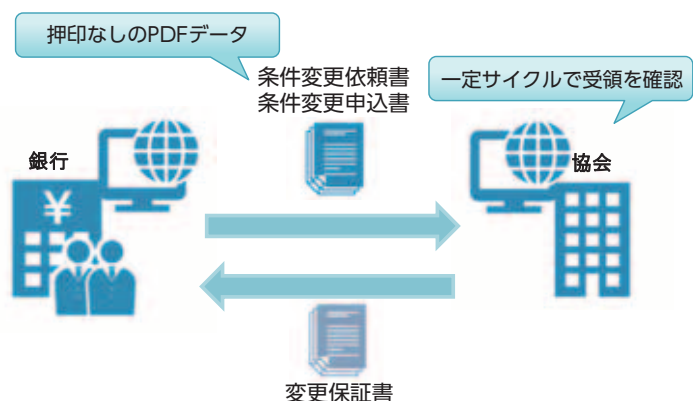
【Webアンケートの実施】

事業承継にかかる保証制度及び経営支援（事業承継支援）の周知を図るとともに、事業承継時における中小企業者の課題を把握するため、利用企業者約1,100社に対して、Googleフォームを利用したWebアンケートを実施しました。

【特別保証認定プロセスオンライン化システムの導入・活用】

セーフティネット保証等の認定申請等をオンラインで行うシステムの取扱いを令和3年3月から県内の7金融機関、18市町村で開始しました。令和3年4月からは全市町村に拡大し、融資手続きの迅速化に繋がっています。

また、同システムを活用した当座貸越・カードローン等の条件変更申込による更新手続きのオンライン化を令和3年11月から開始し、更なる業務効率化を図っています。



やまがた中小企業支援ネットワーク会議の開催

新型コロナウイルスの感染拡大で打撃を受けた企業に対する、地域全体での経営支援・再生支援の充実を図るため、参加機関の目線合わせ・スキルの向上等を目的とした「やまがた中小企業支援ネットワーク会議」や個別企業を支援する「経営サポート会議」を開催し、金融支援と経営支援の一体的な取り組みを行っています。

「やまがた中小企業支援ネットワーク会議」は年2回開催しており、令和3年5月の第1回会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンラインと併用し開催しました。

東北経済産業局の相馬広志課長と山形県の杉原貴幸課長補佐から、国と県の「令和3年度中小企業支援施策について」ご紹介いただき、中小企業支援施策への理解を深めました。

令和4年1月の第2回会議は、山形県よろず支援拠点との共催により「アフターコロナにむけた、地域企業支援について」をテーマに、オンラインにより開催しました。公益財団法人日本生産性本部から講師をお招きし、「With/Afterコロナ時代における新事業展開のキーポイント」をテーマに、自社の強みや経営資源を活かし、新たな分野に転用することで、事業基盤の再構築を図ることの必要性についてご講演いただきました。

「経営サポート会議」では、当協会が事務局となり、金融債権者との意見交換、事業計画説明、支援に対する目線合わせ等の場を積極的に提供しています。



〈経営サポート会議の取り組み実績〉

	令和3年度
実施回数	17
企業数	14

創業支援の取り組み

【創業者への支援】



当協会では創業前のお手伝いから、創業してからの資金繰り相談、創業後のフォローアップを創業者のニーズに応じたサポートを行い、一貫した創業支援に努めています。

また、創業支援の周知や、創業への機運醸成のための取り組みを実施しています。各市町村及び各商工会議所・商工会が主催する創業セミナーに当協会職員が講師として参加し、当協会の認知度アップに努

めると共に創業支援施策の周知を図りました。

加えて、令和3年11月に新設された山形県の複合型コワーキングスペース施設「スタートアップステーション・ジョージ山形」にて、同施設の利用者及び山形県内の創業者・創業予定者を対象に、令和4年1月に「山形起業家 スタートアップトークセッション」を開催し、山形にて創業した方々の体験談や当協会の創業支援施策を紹介し、山形での創業に対する機運醸成を図りました。

当協会では、関係機関と連携し、創業者を応援します。



事業承継を支援する取り組み

【事業承継セミナーの開催】



山形県、山形県事業承継・引継ぎ支援センター、山形県よろず支援拠点、当協会の4機関が主催して、中小企業者の円滑な事業承継を支援するため、令和3年10月に県内2会場において事業承継セミナーを開催しました。

同セミナーでは、山形県事業承継・引継ぎ支援センターのサブマネージャー4名から「支援事例から学ぶ事業承継

のポイント」をテーマにご講演いただきました。

加えて、「事業承継の事例紹介」として、実際に事業承継された中小企業の経営者を講師としてお招きし、事業承継に至るまでの経緯や、活用した支援施策、専門家から受けた有効なアドバイス等についてご講演いただきました。

また、「各種支援制度のご案内」として、各機関における支援施策について説明を行いました。セミナー終了後には個別相談会を実施し、事業承継に向けたサポートを行いました。



中小企業者の経営課題解決に向けた取り組み

【専門家派遣事業（山形プロフェッショナルサポート）の推進】

中小企業者が抱える経営及び技術上の課題解決を図るため、専門家派遣事業を実施しています。中小企業者のあらゆる課題に応えるため、課題に即した専門家を派遣するなど支援内容を充実させることにより、利便性の向上を図るほか、創業者の創業計画策定時にも専門家派遣事業を活用しています。

また、国の「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」事業を活用し、専門家派遣事業の推進に努めています。

〈専門家派遣事業の取り組み実績〉

令和3年度	
実施回数	314
企業数	67



【経営相談会の定期的な開催】

協会内中小企業診断士による経営相談会を毎月第2木曜日に開催しています。

令和3年度は、当協会本店営業部等において、山形県よろず支援拠点や山形県中小企業診断協会との連携による経営相談会を開催しました。

当協会では、他機関と連携しながら、中小企業者が抱える経営課題等の解決に向けたサポートを行っています。

相談テーマ
経営全般・売上拡大・IT活用

日時会場
① 令和3年 11月11日(木) 信用保証協会米沢支店 (米沢駅前ビル3F 91号)
② 令和4年 1月13日(木) 信用保証協会鶴岡支店 (鶴岡駅前ビル7F 5号)
③ 令和4年 2月10日(木) 信用保証協会新庄支店 (新庄駅前ビル2F 21号)
各日 10:00~16:00 (各回1時間)

相談対応は、山形県よろず支援拠点と山形県信用保証協会内 中小企業診断士が行います。

講師
藤本 伸哉 (信用保証協会米沢支店) | 久保田 啓志 (信用保証協会鶴岡支店) | 深津 晋 (信用保証協会新庄支店) | 我孫子 慶広 (信用保証協会米沢支店)

山形県信用保証協会
023-647-2247 | shim@ysh.co.jp

日時
令和3年 9月9日(木)
10:00~17:00

会場
山形県信用保証協会
久保田 啓志 (信用保証協会鶴岡支店)

山形県信用保証協会内 中小企業診断士

久保田 啓志 (信用保証協会鶴岡支店)

山形県よろず支援拠点 山形県信用保証協会 申込手続きは裏面へ

●働きやすい職場環境の整備

「くるみん」取得に向けた「一般事業主行動計画」の策定

ワーク・ライフ・バランスの充実に向けた働きやすい職場づくりの一環として、令和6年度での「くるみん」の取得を目指し、「山形県信用保証協会 一般事業主行動計画」を策定しました。

○山形県信用保証協会 一般事業主行動計画
(令和4年2月25日 策定)

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和6年3月31日までの2年間

2. 内 容

目標1：子育て目的休暇及び男性職員の育児休業の取得促進を図る。

〈対 策〉

- ・令和4年12月までに育児休暇関係の諸制度を整理し、パンフレットを作成する。
- ・令和4年度中に社内メール等により職員に周知を図る。
- ・管理職に対し、配偶者の出産に関する情報を把握後、速やかに総務部へ情報提供するよう周知徹底し、育児休暇対象職員に対しては、個別に育児休暇制度の説明を行い、周知・啓発に努める。
- ・子育て目的（介護、入学式・卒業式・参観日などの行事出席等）のための休暇が取得しやすい環境づくりのため、随時所属長が取得を促す声掛けを行う。

目標2：年間6日以上を目標として、年次有給休暇の取得促進のための取り組みを行う。

〈対 策〉

- ・年次有給休暇取得に係る目標について、年度当初に全職員に対して周知を行う。
- ・各部署において所属長は部下に取得を促すとともに、年次有給休暇予定表を作成するなどにより休暇取得意識の醸成を図り、計画的に休暇を取得しやすい環境づくりを行う。
- ・取得状況について、課内で定期的に進捗管理を行う。

目標3：ノー残業デーを実施し、所定外労働時間削減に努める。

〈対 策〉

- ・ノー残業デー当日に、社内メールで周知を行う。
- ・総務部および各部署において、所定外労働時間を定期的に把握する。

目標4：職員がより働きやすい職場となるよう、環境の整備に努める。

〈対 策〉

- ・所定外労働の免除及び所定労働時間の短縮措置に関する規則の適用対象について、現行の「3歳に満たない子を養育する職員」から「小学校就学前の子を養育する職員」へ拡大する。
- ・年度初めに「生き生き職場づくりイクボス宣言」及び「生き生き職場づくり宣言」を行い、ワーク・ライフ・バランスの意識醸成を図る。

● 外部評価委員会の評価及び公表

当協会では、経営の透明性を向上させ対外的な説明責任を適切に果たすため、弁護士、税理士、中小企業診断士で構成される外部評価委員会を設置しています。

令和3年度経営計画の実績に対する外部評価委員会の意見は下記のとおりです。

※その他詳細は当協会ホームページに公開しています。



令和3年度経営計画の実績に対する外部評価委員会の意見

県内経済は、新型コロナによる厳しい状況が徐々に緩和され、経済活動は正常化へ向かっていたが、新たな変異株の出現等に伴い、新型コロナの収束はいまだ見通せない状態であり、幅広い業種に長期に亘って影響が及んでいる。

山形県信用保証協会は、コロナ禍においても地域金融におけるセーフティネット機能として、中小企業者に対し積極かつ柔軟な資金繰り支援を実施するとともに、新型コロナの影響によって厳しい経営環境に置かれている個々の企業に寄り添った経営支援に取り組むことが期待されている。このような視点で見た場合、全体的に適正な業務運営がなされており、以下の内容のとおり評価できる。

保証部門について、過去最大の実績となった前年度の反動もあり、保証承諾額こそ落ち着いた実績となったものの、中小企業者のライフステージに応じたきめ細やかな保証対応や、新型コロナの影響を受ける中小企業者の実態を把握し、積極的な資金繰り支援を行っている。保証債務残高については、新型コロナ関連資金の駆け込み利用があったこと及び、新型コロナ関連資金の返済が本格化していないこと等から、昨年度に引き続き高い水準となっている。また、デジタル化を通じた保証業務の効率化により中小企業者の利便性向上に取り組んでいることが窺える。

今後も、中小企業者の生産性向上や、ライフステージに合わせた資金繰り支援に取り組むとともに、新型コロナ関連資金の償還が今年度から本格化してくることを踏まえ、多様な資金ニーズへの対応に期待したい。さらに、関係機関と連携し県内中小企業者の業況把握に引き続き努めるとともに、デジタル技術を活用した取り組み等、利用者の利便性向上に向けた業務体制の充実が図られるよう期待したい。

期中管理部門について、経営支援では、創業支援事例発表等による創業者支援、中小企業者が抱えている経営課題解決のため専門家と職員が協働して専門家派遣事業を実施するほか、山形県よろず支援拠点との連携による「やまがた中小企業支援ネットワーク会議」や経営サポート会議等を通じて金融機関や関係機関と情報共有を図るとともに、アフターコロナを見据えた支援を実施している。また、経営支援の取り組み実績及びそのノウハウの蓄積、データの共有や分析等経営支援業務に関する組織を挙げたスキルアップにも取り組んでいることも窺える。

期中管理では、金融機関との対話や連携により、中小企業者の業況変化等の情報共有に努め、正常

化に向けた柔軟な取り組みを推進している。また、延滞・事故案件については、管理徹底や早期対応により正常化を図りつつ、適時適切な代位弁済の実施に努めていることが窺える。

今後も、金融機関や関係機関と連携しながら、創業、成長・拡大、事業承継、事業再生等、様々なライフステージにある中小企業者に対しての経営支援のさらなる強化に期待したい。併せて、県内中小企業者の新型コロナによる影響を把握し、協会が能動的に働きかける支援の推進を期待したい。期中管理についても、中小企業者の業況等の早期把握に努め、中小企業者の実情に即した柔軟な条件変更のほか、返済緩和先に対する借換保証の提案等による正常化に向けた取り組み、適時適切な代位弁済に向けた対応を期待したい。

回収部門について、再生案件のほか関係者との面談や実地調査等により相手方の実態調査に努め、実情に応じた柔軟な回収方策を講じた結果、計画額を大幅に上回る回収実績となった。また、管理実益のない求償権の管理事務停止・求償権整理によって回収業務の効率化を図るほか、事業再生支援に向け部門横断的に連携して取り組んでいることが窺える。

今後も、継続して求償権の効率的かつ効果的な管理回収を図るとともに、金融機関・関係機関等と連携しながら、求償権消滅保証等の事業再生支援についても、引き続き積極的な対応に努められるよう期待したい。

その他間接部門について、中小企業者や関係機関から信頼される組織であり続けるため、常勤理事会議や業務・会計監査を通じた経営の透明性の確保への取り組みに加え、コンプライアンス態勢の強化、反社会的勢力等への対応等による健全性確保にも取り組み、保証協会の果たすべき使命や役割等の情報発信にも努めている。また、継続的な人材育成による職員の能力向上、働きやすい職場環境の整備等を通じた組織体制の充実や強化にも努めつつ、業務全般の改善及び効率化にも取り組んでいたことが窺える。新型コロナへの対応においては、ワクチン接種の推進や、感染防止のための職場環境の整備を図ったほか、感染者発生の際は、保健所と連携の上必要な対応を行い、業務運営に支障が生じないよう努めている。

今後も、中小企業者や関係機関からの信頼と評価向上に向け、ガバナンスの強化、経営の健全性の確保、職員の能力向上、積極的な情報発信等に努められるよう期待したい。

最後に、中期事業計画及び年度経営計画に掲げる諸課題に対して、積極的かつきめ細かに取り組むほか、コンプライアンス・個人情報保護への対応をはじめとする運営規律の強化にも努め、中小企業者への更なる支援の充実を期待したい。

令和3年度事業報告

● 事業概況

1 事業方針

令和3年度は、県内経済の持続的な発展に向けて、中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業者」という。）のライフステージに合わせた資金繰り支援、総合的な経営支援の強化に取り組むとともに、中小企業者の利便性向上へ向けた業務体制の充実を図った。

併せて、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）の影響を受けた中小企業者のアフターコロナを見据えたデジタル化の推進や経営戦略の見直し等の変容を後押しする支援を実施した。

具体的には、中期事業計画の基本方針及び令和3年度の年度経営計画に基づき、以下の事項を重点項目として業務に取り組んだ。

- ア 中小企業者の成長・拡大期を含めたライフステージに応じた支援の強化、新型コロナの影響を把握するとともに、中小企業者が取り組む様々な変容に対する実情に合わせた伴走型支援の実施
- イ 生産性向上や創業・事業承継の促進に向けた資金繰り支援、コロナ禍における諸手続きの非対面化の促進等、中小企業者の利便性向上へ向けた業務体制の充実
- ウ 金融機関との連携による、中小企業者の実情に即した柔軟な対応及び、返済緩和先への正常化に向けた取り組みの推進
- エ 効率的かつ効果的な回収及び事業再生の取り組みの支援
- オ 経営の透明性及び健全性の確保、職員一人ひとりのスキルアップに向けた取り組み

2 業績

(金額単位：千円)

項目		令和3年度 (68期)	令和2年度 (67期)	前年度比	
				増減(△)	比率(%)
保証申込	件数	7,931	19,283	△ 11,352	41.1
	金額	91,365,896	341,356,760	△ 249,990,864	26.8
保証承諾	件数	8,045	19,120	△ 11,075	42.1
	金額	93,827,326	338,231,241	△ 244,403,916	27.7
保証債務残高	件数	34,312	36,126	△ 1,814	95.0
	金額	467,771,888	483,792,982	△ 16,021,094	96.7
保証債務平均残高	件数	35,081	35,932	△ 851	97.6
	金額	476,450,616	435,315,921	41,134,695	109.4

(1) 保 証 () は前年度比

① 保証申込・保証承諾及び保証債務残高

保証申込は7,931件 (41.1%) で、91,365,896千円 (26.8%)、保証承諾は8,045件 (42.1%) で、93,827,326千円 (27.7%) となりました。

また、保証債務残高は34,312件 (95.0%) で、467,771,888千円 (96.7%) となりました。

② 保証承諾の内容

項 目	区 分	構成比
金融機関別	都市銀行	0.1%
	地方銀行	46.6%
	第二地方銀行協会加盟行	27.0%
	信用金庫	18.3%
	信用組合	7.5%
	政府系金融機関	0.6%
	金額別	5,000千円以下
	5,000千円超10,000千円以下	12.6%
	10,000千円超50,000千円以下	57.5%
	50,000千円超80,000千円以下	8.4%
	80,000千円超1億円以下	2.1%
	1億円超	6.5%
	1件平均保証承諾額	11,663千円 (65.9%)
期間別	6カ月以内	10.8%
	6カ月超1年以内	16.2%
	1年超3年以内	41.1%
	3年超5年以内	6.6%
	5年超7年以内	10.2%
	7年超10年以内	13.3%
	10年超	1.8%
		1件平均保証期間
資金用途別	運転資金	60.0%
	設備資金	9.0%
	運転設備資金	31.0%
業種別	卸・小売業	25.4%
	建設業	27.7%
	製造業	21.9%
	サービス業	14.2%
	その他	10.8%

(2) 代位弁済及び求償権の管理 () は前年度比

① 代位弁済

代位弁済は359件（132.0%）で、5,978,271千円（261.8%）となり、件数で87件増加し、金額で3,694,841千円増加しました。

また、1件平均代位弁済額は、16,653千円（198.4%）となりました。

なお、企業者数は96企業で、1企業当たりの代位弁済口数では3.7口、同代位弁済額は62,274千円（286.4%）となりました。

② 回収

回収は86件（77.5%）で、1,062,887千円（162.4%）となりました。

③ 求償権償却

求償権の償却は273件、4,426,348千円、期末求償権は149件（152.0%）で、987,980千円（177.1%）となりました。

3 事業展望

人口減少や少子高齢化による本県経済の縮小が懸念される中、県内中小企業者の持続的な発展に向け、生産性向上や創業・事業承継に向けた資金繰り支援に取り組む。新型コロナの影響を受ける企業に対する長期借換保証等による資金繰りの安定化や、SDGs応援保証等により多様な資金ニーズに対応するとともに、利用者の利便性向上を図るための業務体制の整備、デジタル化を通じた保証業務の変革を引き続き推進する。

また、金融機関等関係機関との連携、中小企業者との対話を通じ、新型コロナの影響を把握するとともに、創業応援チームの創設等、様々なライフステージに合わせた総合的な支援を強化し、アフターコロナを見据えたプッシュ型経営支援を推進する。

併せて、新型コロナの影響が長期化するなか、中小企業者の現況把握に努め、実情に即した柔軟な対応に努めるとともに、適時適切な期中管理を実施していく。

さらに、中小企業者や関係機関から信頼される組織であり続けるため、経営の透明性や健全性を確保し、SDGs宣言に基づく取り組みを推進するとともに、更なる職員のスキルアップや事務改善、積極的な情報発信に取り組んでいく。

● 基本財産

基本財産は、一般企業の資本金に相当するものです。保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。中小企業の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

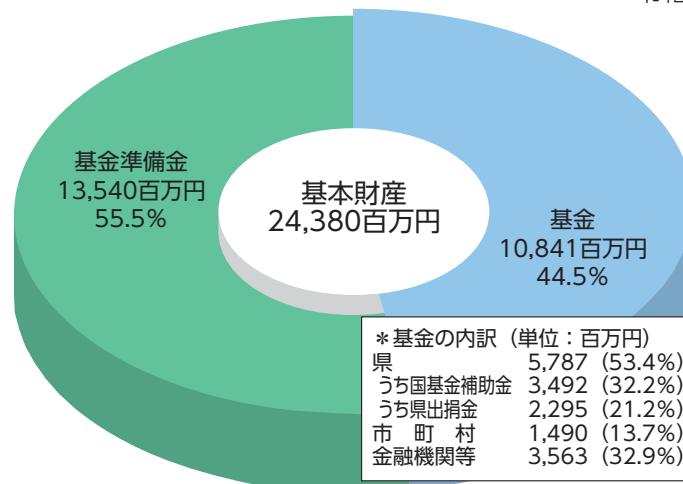
当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款の定めにより基本財産の53.3倍となっています。令和3年度末の保証債務残高は4,678億円で基本財産244億円の19.2倍となっています。

基本財産の構成

当協会の基本財産は、次の2つの基金で構成されています。

- ①《基金》… 県・市町村からの出捐金及び金融機関等負担金
- ②《基金準備金》… 毎事業年度における収支差額を累積した自己造成分

令和4年3月31日現在



令和3年度の基本財産造成

令和3年度の収支差額949,302千円のうち、475,302千円を基金準備金として繰り入れを行った結果、令和3年度の基本財産は、24,380,282千円となりました。

基本財産の推移

(単位：千円)

項目	令和3年度 (68期)	令和2年度 (67期)	令和元年度 (66期)	令和3年度－令和2年度 (68期) (67期)
基金	10,840,728	10,840,728	10,840,728	0
基金準備金	13,539,554	13,064,252	13,064,252	475,302
基本財産	24,380,282	23,904,980	23,904,980	475,302

● 貸借対照表 (令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	417	基 本 財 産	24,380,282
現 金	417	基 金	10,840,728
小 切 手	0	基 金 準 備 金	13,539,554
預 け 金	8,611,321	制度改革促進基金	0
当 座 預 金	0	収支差額変動準備金	8,115,569
普 通 預 金	1,091,889	責 任 準 備 金	2,817,978
通 知 預 金	0	求償権償却準備金	326,033
定 期 預 金	7,500,000	退職給与引当金	758,845
郵 便 貯 金	19,432	損 失 補 償 金	18,811
金 銭 信 託	0	保 証 債 務	467,771,888
有 価 証 券	31,170,300	求償権補てん金	0
国 債	0	保 険 金	0
地 方 債	11,104,512	損 失 補 償 補 て ん 金	0
社 債	20,062,788	借 入 金	0
株 式	3,000	長 期 借 入 金	0
受 益 証 券	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
その他有価証券	0	短 期 借 入 金	0
新 株 予 約 権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
再 生 フ ァ ン ド 出 資	0	収支差額変動準備金造成資金	0
動 産 ・ 不 動 産	626,723	雑 勘 定	6,037,170
事 業 用 不 動 産	575,952	仮 受 金	31,015
事 業 用 動 産	50,772	保 険 納 付 金	67,463
所 有 動 産 ・ 不 動 産	0	損 失 補 償 納 付 金	4,047
損失補償金見返	18,811	未 経 過 保 証 料	5,922,734
保証債務見返	467,771,888	未 払 保 険 料	2,095
求 償 権	987,980	未 払 費 用	9,816
讓 受 債 権	0		
雑 勘 定	1,039,136		
仮 払 金	76,472		
保 証 金	0		
厚 生 基 金	79,999		
連 合 会 勘 定	3,645		
未 収 利 息	23,838		
未 経 過 保 険 料	855,182		
合 計	510,226,576	合 計	510,226,576

※金額について千円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

貸借対照表の用語解説

借 方		貸 方	
現金・預け金 保証の利用を促進するため、各金融機関へ預け入れしています。	現金・預け金	基本財産 ● 一般企業の資本金に相当するものです。地方公共団体や金融機関等から拠出された「基金」と、過去の収支差額の累計である「基金準備金」で構成されています。	基本財産
有価証券 安全有利な資金運用を行うため、社債・地方債などを保有しています。	有価証券	制度改革促進基金 ● 部分保証制度等によって生じた損失を優先的に処理するための基金です。	制度改革促進基金
損失保証金見返 貸方の損失補償金と同額を見返りとして計上しています。	不動産等	収支差額変動準備金 ● 収支差額に欠損が生じた場合などに備え、協会経営の安定のために積み立てています。	収支差額変動準備金
保証債務見返 貸方の保証債務と同額を見返りとして計上しています。	損失保証金見返	責任準備金 ● 収支差額に欠損が生じた場合などに備え、協会経営の安定のために積み立てています。	責任準備金
求償権 金融機関に代位弁済し取得した債権が求償権ですが、経理上の求償権は、代位弁済した金額から回収金ならびに償却分（保険金償却・損失保証金償却・自己償却分）を控除した金額です。	保証債務見返	求償権償却準備金 ● 将来の不測の事態に備えて、年度末の保証債務に対し一定の割合で積み立てています。	求償権償却準備金
未経過保険料 当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度以降にかかる部分を計上しています。	求償権	退職給与引当金	退職給与引当金
	未経過保険料	損失補償金 ● 地方公共団体等が信用保証協会の保証債務履行に基づく損失につき補償を行う場合の限度額を計上しています。	損失補償金
	その他	保証債務 ● 保証債務残高を計上しています。	保証債務
		借入金 ● 日本政策金融公庫等からの借入金を計上しています。 ※当協会では借入金はありません。	借入金
		未経過保証料 ● 受入保証料のうち翌事業年度以降にかかる部分を計上しています。	未経過保証料
		その他	その他

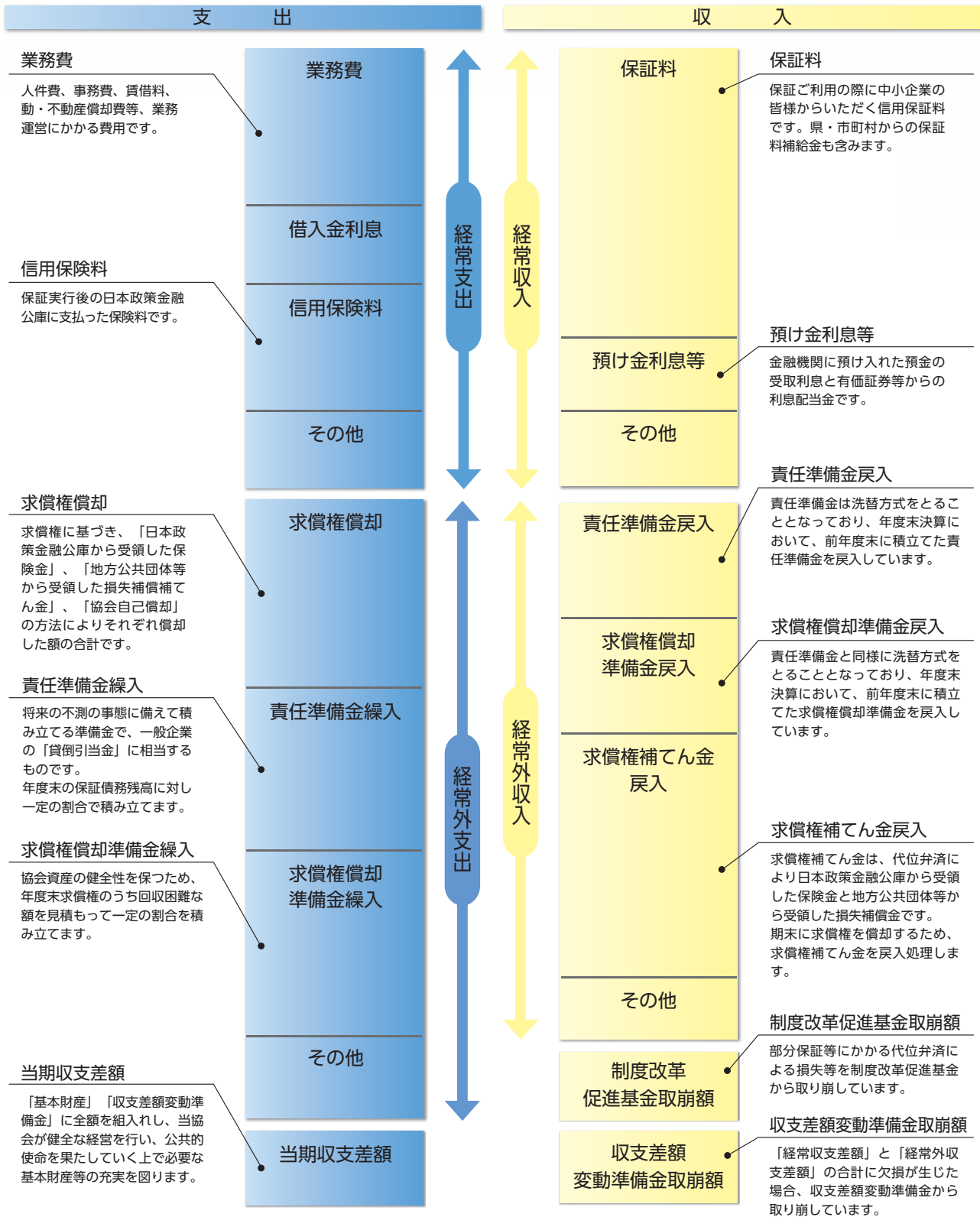
● 収支計算書 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経常支出	3,146,930	経常収入	4,779,301
業 務 費	1,057,492	保 証 料	4,308,322
借入金利息	0	預 け 金 利 息	10,466
信用保険料	2,050,279	有価証券利息・配当金	103,731
責任共有負担金納付金	0	調 査 料	0
雑 支 出	39,159	延 滞 保 証 料	3,802
		損 害 金	23,143
		事 務 補 助 金	5,939
		責 任 共 有 負 担 金	300,207
		雑 収 入	23,691
経常収支差額	1,632,371		
経常外支出	7,571,243	経常外収入	6,888,175
求 償 権 償 却	4,426,348	償 却 求 償 権 回 収 金	130,571
讓 受 債 権 償 却	0	責 任 準 備 金 戻 入	2,910,997
有 価 証 券 償 却	0	求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	184,103
雑 勘 定 償 却	555	求 償 権 補 て ん 金 戻 入	3,662,503
退 職 金	0	補 助 金	0
責 任 準 備 金 繰 入	2,817,978	そ の 他 収 入	0
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	326,033		
そ の 他 支 出	328		
経常外収支差額	△ 683,069		
制度改革促進基金取崩額	0		
収支差額変動準備金取崩額	0		
当期収支差額	949,302		
収支差額変動準備金繰入額	474,000		
基本財産繰入額	475,302		

※金額について千円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

収支計算書の用語解説

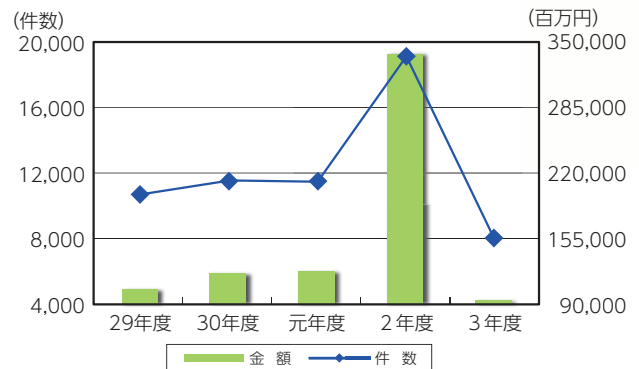


統計

● 信用保証業務の推移（過去5年間）

保証承諾

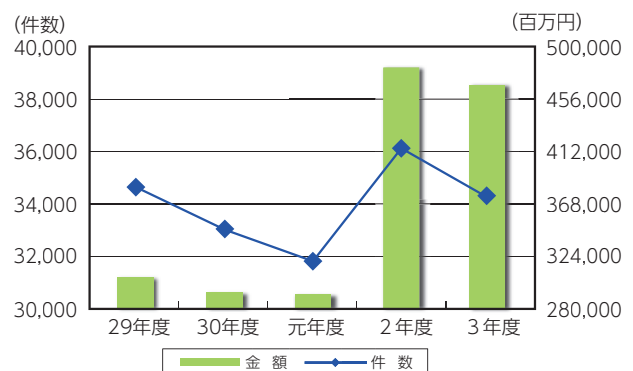
	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
29年度	10,313	104,796	88.9
30年度	11,429	120,123	114.6
元年度	11,449	123,076	102.5
2年度	19,120	338,231	274.8
3年度	8,045	93,827	27.7



令和2年度に新型コロナ関連資金にて中小企業者に対し手厚い支援を実施したことで、一定程度資金が行き渡っていることが要因となり、落ち着いた実績となった。

保証債務残高

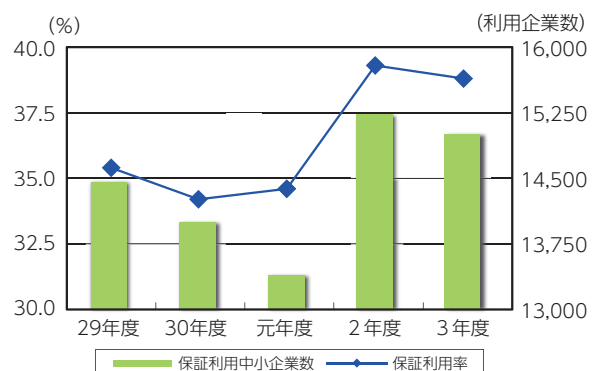
	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
29年度	34,641	306,618	92.6
30年度	33,034	294,172	95.9
元年度	31,774	292,310	99.4
2年度	36,126	483,793	165.5
3年度	34,312	467,772	96.7



令和3年3月から4月にかけて新型コロナ関連資金の駆け込み利用があったことや新型コロナ関連資金の返済が本格化していないこと等から引き続き高い水準となった。

保証利用率・保証利用中小企業数

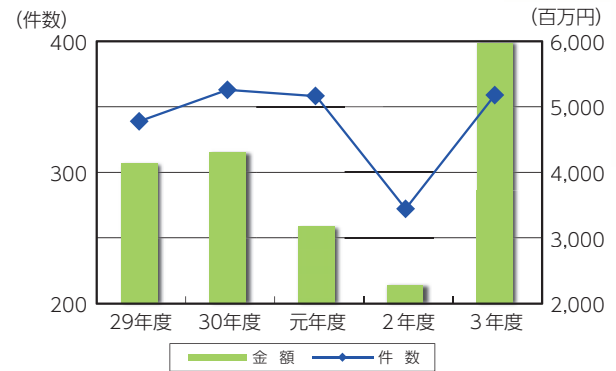
	保証利用率	保証利用 中小企業数	前年度比(%)
29年度	35.4	14,458	97.4
30年度	34.2	13,996	96.8
元年度	34.6	13,393	95.7
2年度	39.3	15,229	113.7
3年度	38.8	15,007	98.5



新型コロナ関連資金の利用増加に伴い、新規利用企業者数が増加した令和2年度と比較し、保証利用中小企業者数及び保証利用率は減少したが、依然として高水準を維持した。
※令和元年度は県内中小企業数（分母）を見直したため、一時的に利用率が増加した。

代位弁済〈元利合計〉

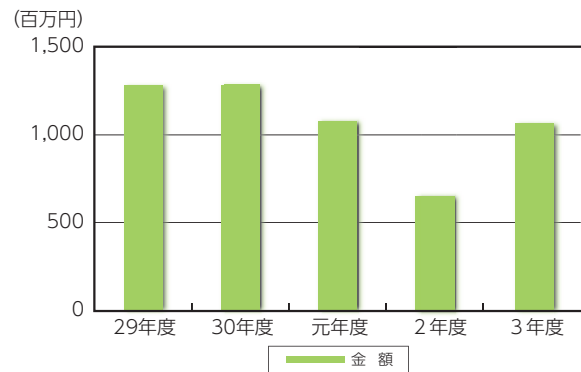
	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
29年度	339	4,138	89.5
30年度	363	4,302	104.0
元年度	358	3,182	73.9
2年度	272	2,283	71.7
3年度	359	5,978	261.8



大口の抜本再生案件もあり、件数・金額ともに前年度を上回る実績となった。

回収金額〈対債務者元金〉

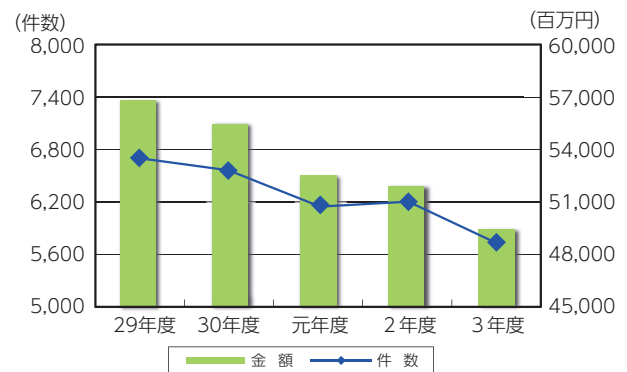
	金額 (百万円)	前年度比(%)
29年度	1,279	153.4
30年度	1,283	100.3
元年度	1,079	84.1
2年度	654	60.6
3年度	1,063	162.4



物件処分が好調に推移したことや、抜本再生案件による回収が多かったこと等から前年度を大きく上回った。

求償権残高〈対債務者〉

	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
29年度	6,704	56,846	99.4
30年度	6,559	55,496	97.6
元年度	6,166	52,554	97.7
2年度	6,202	51,971	98.9
3年度	5,738	49,495	95.2



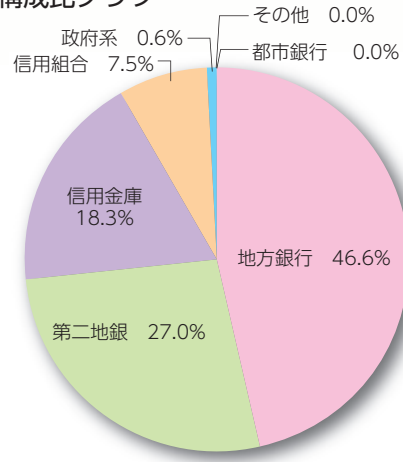
代位弁済は前年より増加したが、回収の効率化や求償権整理等が進んだことにより求償権残高が減少した。

● 金融機関別保証状況（令和3年度）

保証承諾

	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
都市銀行	2	26	—
地方銀行	3,174	43,678	25.5
第二地銀	1,874	25,319	30.1
信用金庫	1,868	17,168	31.1
信用組合	1,106	7,046	26.3
政府系	21	591	86.6
その他	0	0	—
合計	8,045	93,827	27.7

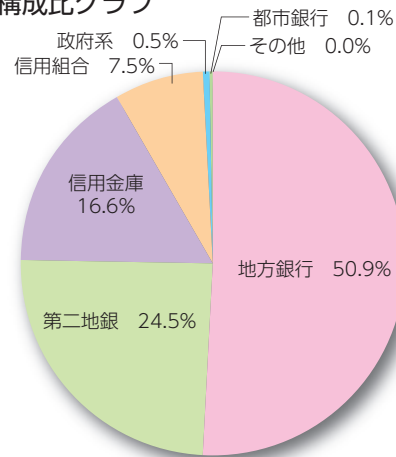
■金額構成比グラフ



保証債務残高

	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
都市銀行	20	262	75.2
地方銀行	14,305	237,866	96.1
第二地銀	7,349	114,803	97.2
信用金庫	7,890	77,560	97.8
信用組合	4,609	35,065	96.9
政府系	130	2,147	96.5
その他	9	69	89.7
合計	34,312	467,772	96.7

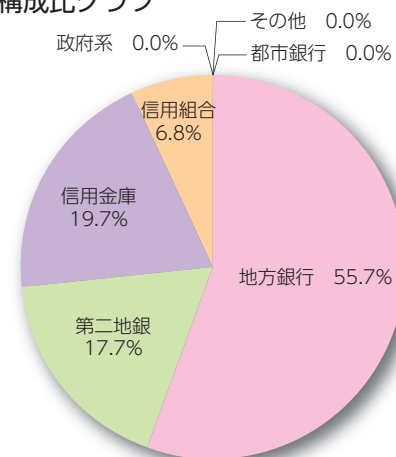
■金額構成比グラフ



代位弁済（元利合計）

	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
都市銀行	0	0	—
地方銀行	170	3,331	275.9
第二地銀	69	1,059	282.5
信用金庫	94	1,180	394.0
信用組合	26	407	103.6
政府系	0	0	—
その他	0	0	—
合計	359	5,978	261.8

■金額構成比グラフ



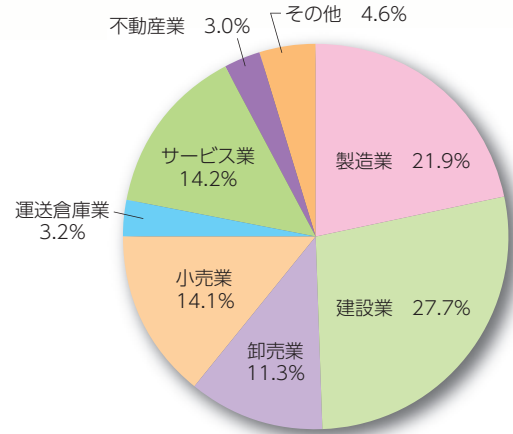
※金額について百万円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

● 業種別保証状況（令和3年度）

保証承諾

	件数	金額	
		(百万円)	前年度比(%)
製造業	1,393	20,534	25.0
建設業	2,453	26,018	29.1
卸売業	656	10,627	28.7
小売業	1,287	13,227	27.4
運送倉庫業	166	3,018	24.6
サービス業	1,216	13,318	28.9
不動産業	197	2,793	56.0
その他	677	4,291	23.8
合計	8,045	93,827	27.7

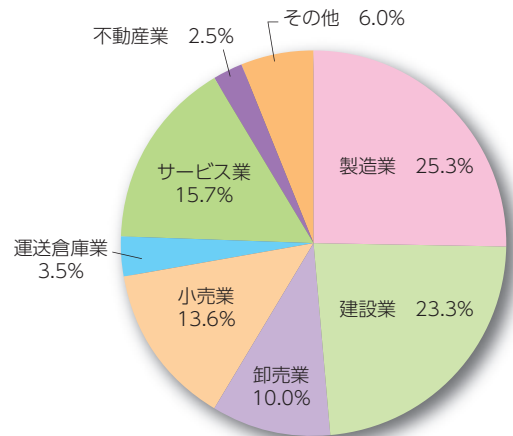
■金額構成比グラフ



保証債務残高

	件数	金額	
		(百万円)	前年度比(%)
製造業	6,566	118,322	96.3
建設業	8,497	109,215	95.7
卸売業	2,584	46,834	98.2
小売業	5,494	63,662	95.2
運送倉庫業	856	16,469	98.1
サービス業	5,838	73,342	97.7
不動産業	863	11,648	101.0
その他	3,614	28,279	97.9
合計	34,312	467,772	96.7

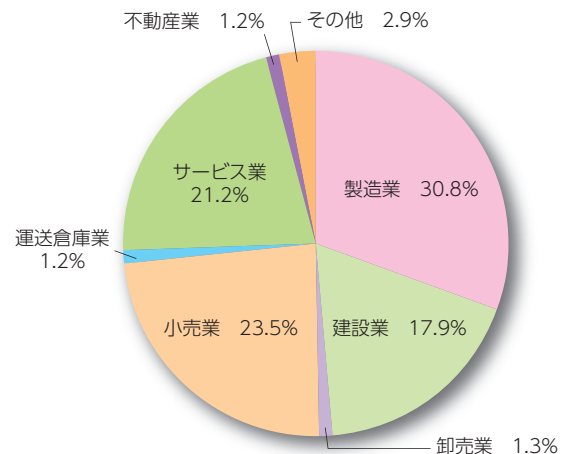
■金額構成比グラフ



代位弁済（元利合計）

	件数	金額	
		(百万円)	前年度比(%)
製造業	87	1,840	370.8
建設業	70	1,070	388.4
卸売業	16	78	45.6
小売業	86	1,406	259.7
運送倉庫業	3	69	989.3
サービス業	66	1,270	283.1
不動産業	2	73	46.0
その他	29	173	93.2
合計	359	5,978	261.8

■金額構成比グラフ



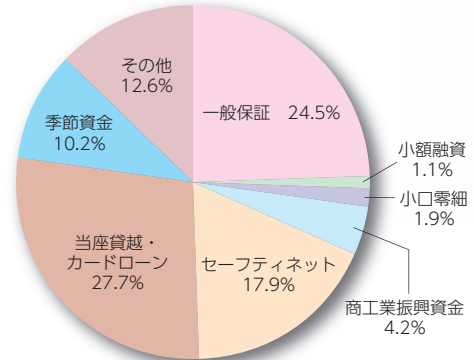
※金額について百万円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

● 制度別保証状況（令和3年度）

保証承諾

	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
一般保証	1,648	22,943	98.7
小額融資	140	1,044	157.6
小口零細	573	1,783	155.9
商工業振興資金	153	3,941	191.9
セーフティネット	1,066	16,789	7.1
当座貸越・カードローン	3,301	25,954	88.7
季節資金	646	9,555	97.2
その他	518	11,819	34.2
合計	8,045	93,827	27.7

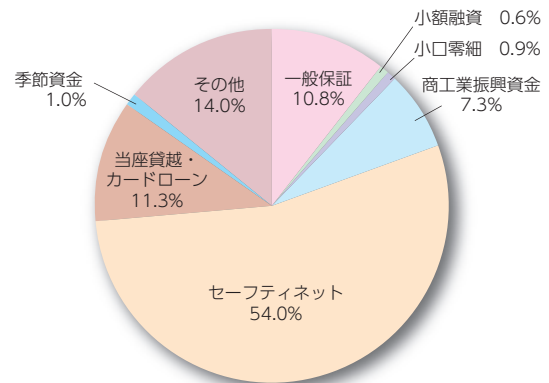
■金額構成比グラフ



保証債務残高

	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
一般保証	4,874	50,615	86.7
小額融資	798	2,931	84.2
小口零細	2,769	4,415	96.1
商工業振興資金	1,978	34,224	90.7
セーフティネット	12,979	252,732	99.6
当座貸越・カードローン	6,779	52,640	95.1
季節資金	328	4,651	99.7
その他	3,807	65,563	99.4
合計	34,312	467,772	96.7

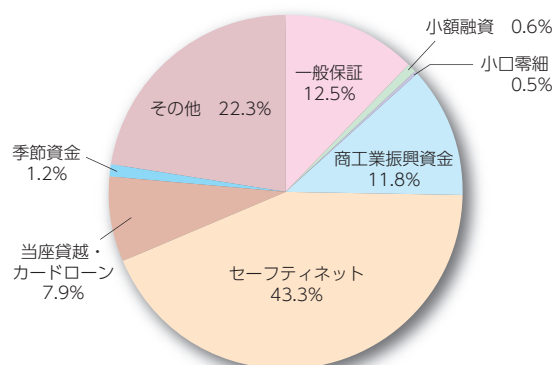
■金額構成比グラフ



代位弁済（元利合計）

	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
一般保証	86	748	117.5
小額融資	11	35	52.1
小口零細	19	27	57.7
商工業振興資金	20	704	386.2
セーフティネット	132	2,587	434.4
当座貸越・カードローン	41	473	218.8
季節資金	6	73	152.0
その他	44	1,331	271.3
合計	359	5,978	261.8

■金額構成比グラフ



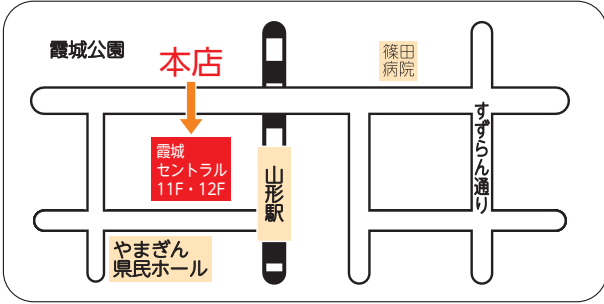
※金額について百万円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

営業店舗のご案内

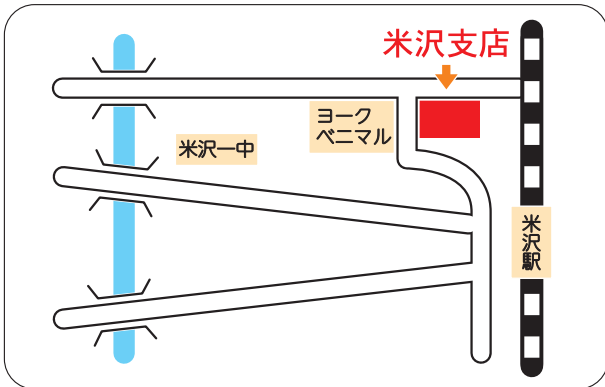
◎**本店** 〒990-8580
山形市城南町一丁目1番1号
霞城セントラル内

12F 総務部 (総務統括課) TEL 023-647-2245
(システム経理課) TEL 023-647-2246
企業支援部 (企画推進課、経営支援課、保証審査課) TEL 023-647-2247
11F 管理部 (管理回収課) TEL 023-647-2241
(代位弁済課) TEL 023-647-2248
総務部・企業支援部・管理部 FAX 023-647-3201

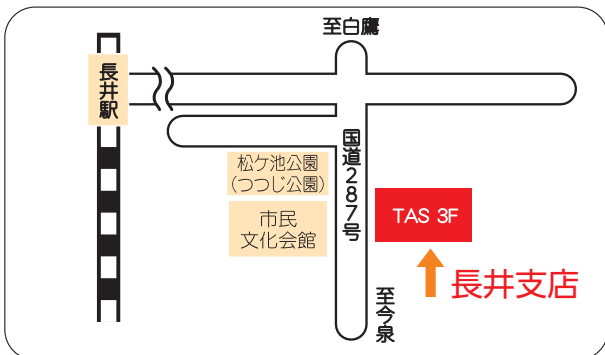
11F 本店営業部 (保証第一課、保証第二課) TEL 023-647-2240
FAX 023-646-2883



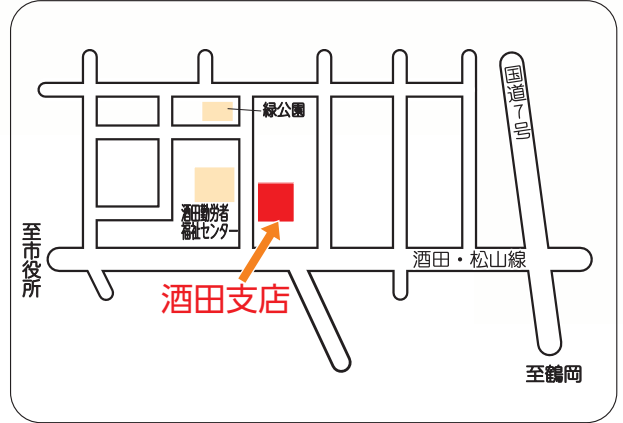
◎**米沢支店** 〒992-0027
米沢市駅前三丁目1番91号
TEL 0238-23-7630
FAX 0238-24-5647



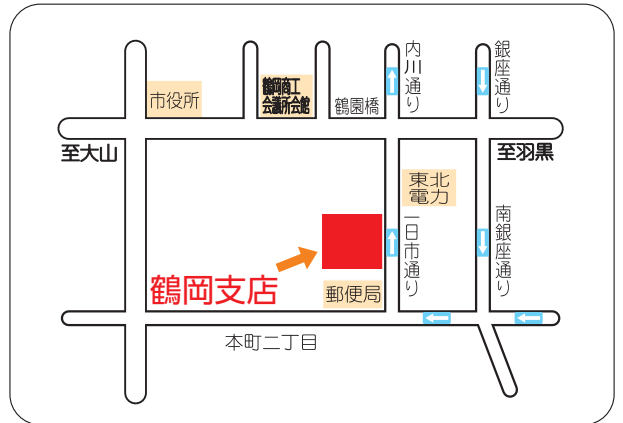
◎**長井支店** 〒993-0011
長井市館町北6番27号
TEL 0238-84-1674
FAX 0238-84-1012



◎**酒田支店** 〒998-0858
酒田市緑町20番60号
TEL 0234-22-7644
FAX 0234-24-3315



◎**鶴岡支店** 〒997-0034
鶴岡市本町二丁目7番5号
TEL 0235-22-6122
FAX 0235-24-6388



◎**新庄支店** 〒996-0031
新庄市末広町8番21号
TEL 0233-22-3171
FAX 0233-22-7035

